



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カーヌーンゴ小論：ベンガル・ビハールの事例について
Author(s)	高畠，稔
Citation	北海道大學文學部紀要，22(2)，33-94
Issue Date	1974-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33387
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(2)_PR33-94.pdf



カーヌーンゴー小論

— ベンガル・ビハールの事例について —

高
畠

稔

カーヌーンゴ小論

ーベンガル・ビハールの事例についてー

序 論

高 畠 稔

ムガル朝から植民地時代初期のインドの地租制度において、重要な機能をもった官職のひとつにカーヌーンゴ（*Qanungu*; *Kanungo*）があった。語義は *Qanun* が宗教法（*Sariat*）に対する世俗法・慣習法を意味し、*gu*（*guftan* の現在語幹）は「述べる者」・「語り手」を表わす。このアラビア語名詞とペルシア語動詞の複合した術語を、イギリス東インド会社政府の行政官たちははじめ *Canongoe*, *Canoongoe*、後には *Kanungo* と綴り、*‘Expounder of the Laws’* と解説した。その職務は、各地カーヌーンゴの受持ち区域内での土地所有と貢租の査定・徴収にかかわるいっさいの事実の記録を作成保管し、それらの記録と在地の法についての知識とをもつて国家の税務行政を補助することであり、この職務に対して免租地の支給その他の報酬が支払われていたといわれる。¹つまり、土地と貢租とに関する「法例司」とでもいうべき官職であった。

カーヌーンゴ制度の起源はまだ究められていないが、ムガル期以前に遠くさかのぼって存在したものと一般には

考えられており、税務行政の上でそれが重要な役割を担ったことが知られるのは、一六世紀中葉のスール朝のヒンドスタン支配以降のこととされている。⁽²⁾カーヌーンゴという名称の官職は、北インドからベンガルにかけて行なわれていたが、デカン地方には類似の職務に就いていたデーシュパーンデー (*Despānde*) という官職があり、両者はしばしば対応するものとして説かれて来た。⁽³⁾

ところでこのカーヌーンゴについての包括的な研究は、租税制度や行政制度についての一般的な論述のなかで付随的に述べられているものを別とすれば、まだ充分になされたとはいいがたい。私が年来研究対象として来たベンガル・ビハール両地域をとって、具体的にどの程度のことか明らかにしているかをまず述べてみよう。

近年の諸研究のなかで、右諸地方、ことにベンガルのカーヌーンゴに相当の注意を払った労作としては、ベンガルに関しては、ナレーンドラ・クリシュナ・シンハ、アブドゥル・カリーム、アンジャリ・チャッテルジー、および B・B・ミストラ四氏の著述があり、シンハ氏の所説がもっとも詳しい。

シンハ氏の所論を要約すると以下のようになる。⁽⁴⁾

① 一八世紀後期のイギリス東インド会社の統治の初期には、ベンガルには二人のサドル＝カーヌーンゴ (*Sadr Qanungu* 総法例司、州都法例司)——ラクシュミー・ナーラーヤンとマヘンドラ・ナーラーヤン——がいて、二人で州を^{スベ}ほぼ折半していた。(しかし「サドル」を冠しないカーヌーンゴについては、一人名を挙げるのみで特に説明していない。)

② サドル＝カーヌーンゴおよびナード・カーヌーンゴ (*Nāib Qanungu* 副法例司)その他の属僚は、すべてヒンドゥーであり、世襲職となっていた。

③ カーマーンゴの属僚はムスタウフィー (Mustaufi 監査官) とマジューマール (Majmūdār 文書収集官) である。(ここでは「サドル」を冠しないカーマーンゴについて述べている。)

④ カーマーンゴとその属僚に対する報酬およびその機構の経費として、ラスーム (Rasum 国庫の規定による役得)、ナンカール (Nankār 職禄)、ダストゥーリー (Dastūrī 郷村の常例による役得) が支給された。

⑤ カーマーンゴ職は一八世紀中葉までは充分に機能していたが、ブラッシーの敗戦以前から機能は低下しはじめ、東インド会社の財政権取得後さらに悪化した。それはカーマーンゴが自らの影響力と知識とを私利のために活用して、自らザミーンダールとなったり、ザミーンダールと結託してアーミル (Āmil 収租官) に事実を知らせないこと、などに表現されていた。

⑥ カーマーンゴ職は、ミール・カーシム (ベンガル州総督 ^{ナーゼム}) 在位一七六〇—六三) によって一時廃止されたが、ミール・ジャファール (同 第二期在位一七六三—六五) の復辟とともに復活された。しかし東インド会社側はこの官職を重視せず、一七七二年にカーマーンゴ職を無用として廃止した。七四年に再び復活したが、依然として重用されなかったため、九一年までにカーマーンゴ職はさらに荒廃した。(一七七二年はベンガル州の国庫 ^{カウム} のカルカタ移転の年、九一年は十年裁定 Decennial Settlement 実施の年である。)

なお、シンハ氏はカーマーンゴの記録・台帳類がバトワリー (Patawārī 村落書記) のそれらをもとにしていることを指摘しているが、記録・台帳類の名称や内容については、煩雑を避けてか特に言及していない。またカーマーンゴの歴史についても立ち入ってはならず、カーマーンゴ制度の全容——サドル・カーマーンゴ以下の組織と人員の配置など——を知る上では、なお明らかにさるべき問題が多いと思われる。ことに氏の行論中にあつては大文

字の‘Sadar Ganungo’、と小文字の‘ganungoes’、と書きわけ、サドル＝カーヌーンゴ―ではない「五〇年間フーグリのカーヌーンゴ―であったクリパラム＝シンハ⁽⁶⁾」なる人物まで登場させながら、組織の解明に手をつけなかったのは残念である。氏はさらに、カーヌーンゴ―をいわば純粹な官職としてのみ捉え、例えば、本来は勅令^{ラフイ}をもって任命されていたサドル＝カーヌーンゴ―が、時効（prescription）によつて世襲職となつたとか、あるいは、カーヌーンゴ―がザミーンダールになつた、という表現をとっているが、当時の社会経済制度の下で、土地領有に権力の少くともひとつの基礎をおかない在郷の官職が、いかに中央政府なり州政府なりから権力を負託されていたといえ、土地・貢租に関する記録を収集することができたであらうか。純粹な官職としてのみ捉えるのでは不充分であらう。カーヌーンゴ―と土地領有との関係は、多少とも追及するに値する問題であると考えられる。

カリーム氏の研究は、以上の問題点のいくつかについて、われわれの知識を増すところがある。⁽⁷⁾氏は、サドル＝カーヌーンゴ―の制度が一七・八世紀の交のベンガルで既に確立しており、ダルバ＝ナーラーヤンとジャイ＝ナーラーヤンとの二人が当時の在職者であつたこと、ダルバ＝ナーラーヤンはムガル皇帝の勅任官で権勢強大であり、当時ベンガル州の財政總監であつたムルシッド＝クリー＝カーンを凌ぐほどであつたが、その財政改革に協力して治績を挙げ、公租^{カールリヤ}給付地を管轄する部局の長官に任ぜられたこと、かれはまたマルダ（Malda）のザミーンダールであり、一七二三年東インド会社商館のこの地への進出を妨害したこと、二人のサドル＝カーヌーンゴ―の間には微妙な対立があつたらしいこと、などを明らかにした。サドル＝カーヌーンゴ―の歴史がシンハ氏の扱つた時代から半世紀以上もさかのぼらされたことや、カーヌーンゴ―の実際の機能の一端を明らかにしたこと、そしてカーヌーンゴ―と土地領有との関係を立証したことに、カリーム氏の貢献を認めることができる。

チャッテルジー女史の研究は、カーヌーンゴーの実例をさらに以前の時代にたどり、一九〇八—九年刊行のベンガル語で書かれたベンガル史の研究書に依拠して、ジャハーンギール帝の治世後期にヴィシユヌ・ダッタという者が州のカーヌーンゴーとなってディナージプル(Dinajpur)を居とし、子シュリーマンタの代に州総督シャー・シユジャト(シャー・ジャハーン帝の第二皇子)よりこの地のザミーンダリーを授けられた、と述べている。女史はまた、おそらく七・八世紀の交のマルダのバルガーナー・カーヌーンゴー(Pargānah Qānūgu 郡法例司)としてハラ・ナーラーヤンなる者の名を挙げているが、同地のザミーンダールのダルバ・ナーラーヤンとの関係は不明である。ここでは「サドル」を冠しない地方のカーヌーンゴーの存在と、カーヌーンゴーと土地領有との関連とが明示され、カーヌーンゴーがザミーンダールになる事例が既に一七世紀中葉にあったことが知られる。

なお、カリーム氏もチャッテルジー女史とともに、カーヌーンゴーをヒンドゥー専有の官職と考えており、女史はさらにそれをカーヤスタ(Kāyastha)＝カーストに特定している。また、サドル・カーヌーンゴーの制度については史料の上では一六七〇年アウラングゼーブ帝がビハール州にこれを任命したのが、最初の事例だということである。

ミスラ氏の著述は、本稿の主要史料となる行政資料を部分的かつ極めて簡潔に紹介し、東インド会社支配初期の税務記録担当官署の沿革にふれたのみで、特に注目すべき論をふくむものではない。⁽⁹⁾

以上四著のカーヌーンゴー論は、対象を狭義のベンガルに限っており、ベンガルとともに東インド会社の財政権の下におかれたビハール・オリッサにはほとんどふれる所がない。

次に、やはり近年の研究のなかで注目されているイルファン・ハبيب氏の労作に言及しよう。氏の著述中のカーヌーンゴーについての論述は、⁽¹⁰⁾ベンガルのそれに特別に言及してはいない。その職能の内容を「貢租收受、土

地統計、地方の貢租率、およびバルガナーの慣習と慣例に関する情報の恒常的宝庫」としつつも、内容は具体的になく、関心はジャーギール経営のための情報の提供者としてのカーヌーンゴーに注がれている。ただし、カーヌーンゴーが罷免されるばあいがあったことや、アウラングゼーブ帝が書記職カーストのヒンドゥーを斥けて、ムスリムをカーヌーンゴーに登用する政策をうち出したことなどの注目すべき指摘もみられる。このヒンドゥー排除政策はかれらの政府当局者に対する贈賄によってしばしば不成功に終わったという。

近年の諸研究書のなかでのカーヌーンゴーへの論及は、右にみるとおり包括的・抽象的であって、付随的に人名や地名が挙げられるのを別とすれば、個別的具体的にその様相を検討してはいない。その原因は、なんといっても史料が決定的に不足していることであり、イギリスの支配下でこの官職が早期に消滅したことも無関心を助長したかも知れない。

小稿でその重要な部分を紹介し分析しようとする史料は、一七八七年五月五日付でベンガル州庁税務局書記官B＝エイプリン (Benjamin Apin) に提出された、カーヌーンゴー局登記官J＝D＝パターソン (J. D. Patterson/Paterson) の '*Report on the Office of Canongoe*' と題された報告である。報告全文は同月一八日付の税務局議事録 (*Proceedings of the Bengal Board of Revenue, India Office Records, Range 70-Vol. 28*) に収録されている。前述の研究者たちのなかでは、ナレーンドラ・クリシュナ・シンハ氏が、西ベンガル州文書局所蔵の右議事録原文——いわゆる *Original Consultations*——を利用してゐるようみえる。しかし一般にはR＝B＝ラムスボタムの研究書 (R. B. Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal, 1769-1787*, Oxford, 1926.) の巻末に付録された長文の抄録 (p. 162-197.) を利用しており、原文閲読の機会があったはずの、前述のアブドゥ

ル・カリーム氏やB・B・ミスラ氏ですら、右の抄録に依っている。

ラムスボタムの抄録は、会社政府の下での地租行政の発展を追求するというかれ自身の関心の範囲では充分以上のものであり、パターソンの報告の基本的な部分を省いてはいないが、旧制度下のカーヌーンゴーの実態に関心を寄せる者にとっては、遺漏少からぬものを感じさせる。その点は以下の行論中で明らかとなるであろう。また抄録には、原文から転写した際の誤記と思われるものが、わずかながら認められる。私があえて原文に拘泥するのは、右の理由による。

さて、右のパターソンの報告——以下〈報告〉と記す——は、章節を分けて対象を系統的に論じているわけではなく、構成はかなり莫然としている。執筆者の立場は、カーヌーンゴー職が東インド会社政府の地租行政には有害無益なことを主張することである。内容の紹介検討に先立って、〈報告〉がどのような記事をふくんでいるかを概観しておこう。

第一は、カーヌーンゴー制度一般の沿革と、一八世紀におけるベンガルのカーヌーンゴーの属僚の交替の歴史である。しかしこの部分は研究資料としては無用に近い。

第二は、ベンガルのカーヌーンゴー職の職階と職務内容とを、パターソンがまとめて敘述した部分である。なお〈報告〉の付録にムガル皇帝のカーヌーンゴー敍任状の英訳文があつて、職の理解に有用である。

第三は、ベンガルのカーヌーンゴーの一人の収支と職務執行の組織とを、その有力な属僚の報告にもとづいて書いた部分である。

第四は、ベンガルのカーヌーンゴーの職務の状態について、やはりその有力な属僚のパターソンあての書簡と、か

れ自身の経験とにもとづいて敘述した部分である。

第五は、ベンガル以外の各地域のカーヌーンゴの人名、作製保管する文書の種類、収入の源泉と金額、職務の状況などについて、それぞれのカーヌーンゴたちに照会して得た回答を、ペターソンが摘記した部分である。これらのある部分は表にされている。

第六はイギリス人行政官たちのカーヌーンゴに対する評価を、いくつかの書簡や記録の引用によって示している部分である。

以上の第二から第五までの部分には、ペターソンの論評もまじえられている。以下の行論では主としてこれらの部分を扱うことにするが、従来の研究書が簡明に要約したところを詳しくあらためなおすことによって、この特異な制度の理解を一步なりと進めてみたいと考える。利用しえた限りでの関連資料を併用することはいうまでもない。

註

- (1) カーヌーンゴについての常識的な解説は、W. K. Firminger (ed.), *The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons on the Affairs of the East India Company dated 28 th July 1812*, vol. 3, Calcutta, 1917, *Glossary*, p.9; H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc. of British India*, 1855, Repr., Delhi, 1968, pp. 259 r.-260 l., Case-noted and Enlarged Edn. by A. C. Ganguli et alt., Calcutta, 1940, p. 405. をよむ。

(2) W. H. Moreland, *The Agrarian System of Moslem India*, 1929, Repr., Allahabad, n. d., pp. 73, 276.

(3) B. H. Baden-Powell, *The Land-Systems of British India*, vol. 1, London, 1892 p. 257; I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India (1556-1707)*, Bombay, 1963, p. 288.

(4) N. K. Sinha, *The Economic History of Bengal from Plassey to the Permanent Settlement*, vol. 2, Calcutta, 1962, pp. 6-7, 39-45.

(5) シン・ビハール 一七八七年二月六日付のベンガル州へ

ルプル県取税官S・デイヴィス兼ベンガル税務局長ジョン・
シヨー宛書簡 (*The Fifth Report*, vol. 2, pp. 155-158.)
に現われる一六種の記録・台帳類を、六行ほどの敘述で要約
している。

(6) N. K. Sinha, *op cit.*, p. 4.

(7) A. Karim, *Murshid Quli Khan and His Times*, Dacca,
1963, pp. 62, 63 66-70, 218-219.

(8) A. Chatterjee, *Bengal in the Reign of Aurangzib*
1658-1707, Calcutta, 1967, pp. 51, 59-62, 219.

(9) B. B. Misra, *The Central Administration of the East*
India Company, 1773-1834, Manchester, 1959, pp. 163-
170.

(10) I. Habib, *op cit.*, pp. 287-291.

一 サドル・カーヌーゴン

ベンガルに二名のサドル・カーヌーゴンがおかれたことは、諸家の研究によって明らかであるが、その性格はいかなるものであったか。カーヌーゴン一般の性格を検討するに先立って、サドル・カーヌーゴンのそれから始めることにしよう。まずてがかりとして、ムガル皇帝シャー・アーラム二世 (Shah 'Alam II 在位一七五九—一八〇六) の治世第七年ラビー・ウツ・サーニ (Rabi' ut-Tani) 月一九日付の、マヘーンドラ・ナーラーヤン・シンハに対する相繼敘任のため発せられたファルマーン (Farman 勅令) を、〈報告〉所収の英訳文から重訳して掲げよう。

この吉祥なる時にあたり、絶対の服従を求むる至高の裁可発せらる。

ジャイ・ナーラーヤン・シンハの死去によりて空席となりし、諸々の民の天国なるベンガル州の半ばおよびクーチ・ビハール^{カウラ}郷^{カウラ}全域のカーヌーゴン職は、次の年のカリーフ (Harif 秋作) より、裏書きの (endorsed) 明細に

従ひて、かれの子マヘンドラ・ナラーヤン・シンハに付与せらるべし。かれをして、その義務と業務の遂行に信義と廉直もて従事せしめ、貢租の増進と国家の繁栄に資する事は、些事たりとも粗漏なからしめよ。

かれをして、ハール・ハシル (*Hal-i-Hasil* 貢租收納簿)・ムワージナ (*Muwadd'inah* 村落誌) およびダストゥール・ウル・アマル (*Dastur ul-'Amal* 業務例規) 等の諸記録を、常のごとく逐年定例の期に帝が有司のもとに送達せしめよ。⁽³⁾ 農耕を増進しライーヤット (*Raiyat* 農民) に満足と奨励を与ふるは、その必要大なれば、かれをしてこれに最大の努力を致さしめよ。

かれをして、詐偽または不正義の罪を犯さしめざれ。かれをして、実直とすぐれたる行動とによりて、ライーヤットおよび諸他の住民の心を和ましめよ。かれをして所定の給与のほかは、一ダーム (*Dam*)⁽⁴⁾ たりとも渴望せしめざれ。

われらが福利に心を配るすべての統治者とアーミル (*'Amil* 収租官)、および現在と将来のすべてのジャギー・ルダール (*Jagirdar* 知行領主) とカローリー (*Karori* 一〇万ダーム収租人)⁽⁵⁾ をして、右の者「マヘンドラ」を右「ベンガル」州の半ばおよび右クーチ・ビハール郷の適法なるカーヌーンゴとして遇せしめ、かれが職務の履行においてなすいっさいの行為を、正当なるものとみなさしめよ。

チャウダリー (*Caudhari* 郡長)・ムカッダム (*Mugaddam* 村長)・ライーヤットおよび農夫 (*husbandmen*)⁽⁶⁾ をして、かれの与ふる適法にして該切なる助言と忠告とに、違反することなからしめよ。本状を完全に合法適正なるものとみなして、かれらをして、かれ「マヘンドラ」より逐年新たなるサナド (*Sanad* 敘任状)「の提示」を求め、あるいは、方法の如何によらず、上記の日付になるこの至高の裁可に違背することなからしめよ。

上掲のファルマーンは、おそらく定型に則つて書かれたものであろう。趣旨はマヘーンドラ・ナーラヤン・シンハのカーヌーンゴー発令を、州当局者と郷村の支配層や農民に告知し、マヘーンドラに職務の内容と服務規律とを諭したものである。マヘーンドラに関する部分を読むと、服務規律が一般的な道義を謳うのはともかくとして、さほど具体性を持たないことに気付く。

所管地域は「ベンガル州の半ばおよびクーチ・ビハール郷全城」となっているが、この「州の半ば」は地域名も境界も特定されていない。なお、クーチ・ビハールはムガル皇帝の直接支配の及ばない土侯国のような状態にあつたので、ここを所管地域としたのは、部分的かまたはかなり名目的なものであつたと思われる。次に奇妙なのは、かれマヘーンドラはムルシッド・クリー・ハーン当時のサドル・カーヌーンゴーの子であつたにもかかわらず、ファルマーンはただのカーヌーンゴーとしてかれを任命している。そして他方の「州の半ば」を管轄していたはずのもう一人のサドル・カーヌーンゴーには、一言半句の言及もない。職務内容は少くとも三種類以上の記録・台帳の送達を命じたことのみが具体的で、その三種類以外は「等」という曖昧な表現を用いている。給与条件はいっさい記していない。不分明な諸点は、ファルマーンに記するまでもない自明の慣例に委ねたか、あるいは、〈報告〉には訳文のない「裏書きの明細」に記入された付属文書中にあるか、のいずれかであろう。いずれにせよ右のファルマーンのみでは、カーヌーンゴー一般の性格も、サドル・カーヌーンゴーの職務も理解しがたい。

ファルマーンはマヘーンドラをカーヌーンゴーに任命するためのもので、サドル・カーヌーンゴーという用語がそこに現われないことは右にみたとおりであるが、〈報告〉もまた一貫してサドル・カーヌーンゴーの文字を用いていない。これは奇異なことといえる。

カーヌーンゴー小論—ベンガル・ビハールの事例について—

そこでわれわれは、前に引用したシンハ氏の著述に付録されているウォレン・ヘイスティングズのザミーンダール論の一節に述べられたサドル・カーヌーンゴー職の解説をみた上で、右の奇異な問題を考えることにしよう。

ヘイスティングズによると、「二人のサドル・カーヌーンゴーは、カーリサ (*Halisah* 国庫) の職員たちと協力して、諸県の業務を執行し、それらの記録類と台帳類とを留意した」と述べて、サドル・カーヌーンゴーの国庫における職務を具体的に列挙している。それらは以下のような公文書の作成であつた。

① ディーワーニー・サリシュタ (*Diwani Saristah* 財政総監府記録類)。カーヌーンゴーのムハッリル (*Muharrir* 書記) たちは政府諸官署の長たちのもとに通い、かれらと協力して、カーリサ・トウ・マール・ジャマ (*Halisah Tumar Jam* 国庫貢租表)、ジャギール (*Jagir* 知行地) 等の台帳類、皇帝の金庫 (*royal treasury*) への送金の明細を述べた台帳、およびザミーンダール等のサナド、(*Sanad* 叙任状) を作成した。右の台帳類と文書類のすべては、カーヌーンゴーの署名によつて認証された。

② カリサの徴収とジャギール、カース・ナヴィーシー (*Has Navisi* 登記税) とチャウット (*Chauth* 四分の一税) のサリシュタ。カリサのムタサッディー (*Mutasaddi* 書記官) つまりラーイー・ラーヤーン (*Rai Rayan* 国庫理事監) の命令によつて、「両」カーヌーンゴーのナーイブ (*Naib* 代官) たちは過去二年間のジャマ (*Jam* 貢租額) 〔「の実績」を検査し、それに従つて、かれら自身のムハッリルたちとともに、ザミーンダールたちのバンド・バスト (*Band-o-Bast* 貢租裁定) とキスト・バンディー (*Qist-bandi* 貢租分納表) とを作成した。……(中略)……かれらは諸徴収のタウジ (*Taujih* 納期別貢租台帳) とジャマ・ワシル・バーキー (*Jam, Wasil Baqi* 貢租決算簿) との副本をとつた。土地の分割、境界および範囲に関する紛争の際には、カーヌーン

ゴ^オの官署^{オフィス}のムハッリルたちが、ダスタック (*Dastak* 証明書) をもって現場に派遣された。

③ アミーニー＝サリシュタ (*Aminī Sarīshah* 貢租の審理のための記録類)。ムタサッディーから照会があった時、その官署に出仕しているカーヌーンゴ^ノのムハッリルは、ザミーンダール「自身」のムファッサルにおける徴収の台帳と、「国庫の当該ザミーンダールに関する」当座勘定とを比較し、それを基礎として実際の徴収「状況」の説明書を用意した。

④ 「アダーラット＝ウル」アフリーヤ (*'Adālat ul-'Ālīyah* 上級裁判所) およびディーワーニー＝アダーラット (*Diwānī 'Adālat* 財政総監府裁判所⁽¹¹⁾) のサリシュタ。アダーラットのダーローガ (*Darūga* 判事または裁判長たる州総督の代官) は、アダーラットに出仕するカーヌーンゴ^ノのムハッリルに、原告の訴願の調査を照会した。ムハッリルたちは当事者たちを査問し裁定案を起草した。決定はそれに従って下された。

⑤ 「サーイル＝」チュナーカーリー (*Sā'ir Cunnākālī*)⁽¹²⁾・ゴラー＝アージムブル (*Golā Azimpore*)⁽¹³⁾・シャール＝バンダル (*Sāh-bandar*)⁽¹⁴⁾・バクシー＝バンダル (*Bakshī-bandar*)⁽¹⁵⁾・アクバルナガル⁽¹⁶⁾およびムファッサル⁽¹⁷⁾のチャウキー (*Chauki* 税関) における関税徴収「のサリシュタ」。これらの諸徴収のダーローガ (担当官) たちのもとに出仕するカーヌーンゴ^ノのグマ^ノシュタ (*Gumāshah* 代理人) たちは、「それらに関する」すべての文書類を審査して認証した。そのためには所定の手数料があった。

⑥ 造幣所「のサリシュタ」。カーヌーンゴ^ノのラクシュミー＝ナーラーヤンのグマ^ノシュタたちとムハッリルたちとは、この部局の職員たちと協力して、この部局の台帳類を保管した。

⑦ ムファッサル⁽¹⁸⁾の諸徴収のサリシュタ。かれらは、ザミーンダールおよびワダダール (*Wadāh-dār* 収租請負

カーヌンゴ小論 — ベンガル・ビハールの事例について —

人、收租官⁽¹⁷⁾の管理下にある村落のタクシーム・ジャマ (Taksim-i Jam, 地域別貢租配当表)、および諸マハール (Mahal 貢租賦課の単位となる地域、所領) の台帳類を保管する。

シンハ氏の著述から転用した右のヘイスティングズ文書の一節は、国庫におけるサドル・カーヌンゴの業務に関する説明であって、先掲のファルマーンに莫然とではあるが謳われていた職務とは異なっている。ファルマーンには国庫での職務には一言半句の言及もみられない。一方ヘイスティングズは、シンハ氏引用の限りでは、郷村での業務には涉らない。二つの陳述の相違はファルマーンの裏書きが得られれば解決されるかも知れないが、それが不可能な現状では仮定を設けて解釈するほかはない。その仮定とは、ベンガルの二人のカーヌンゴはまず郷村の業務を担当するカーヌンゴに任命された上で改めて国庫の業務を担当するサドル・カーヌンゴにも任命されたのではないかということである。つまり、郷村における職を前提として、上掲の①・②の前段・⑦の記録類の総合整理と②の後段・③・④の紛争等の処理解決のための挙証との職務が追加され、あわせて⑤の交易管理上の業務が課されているとみるのである。(⑥を一人のみの職務とする理由はわからない。) このように考えるとサドル・カーヌンゴには「サドル」を冠しないカーヌンゴを超える固有の職務があり、これを従来の用語解や研究書におけるように「Chief Daulungo」とのみは表現しきれないことに思い至るであらう。⁽¹⁸⁾

次節以下では「報告」に従ってただカーヌンゴにのみ対象を限定する。

註

あつた。

(1) ラムスボタムの抄録では、依拠した手稿本の状態が悪かつたために、若干の闕字があるが、筆者のみた手稿本は完全で

(2) バターソンは括弧して「トルコ人の十二年周期における第十一年」と註している。中国の十二支がトルコ系民族を通し

てインデに伝えられたものである。

(3) これらの記録類については第三節(一)参照。

(4) アクバル帝の時に貢租や知行の金額計算の基礎となった銅貨の単位で、標準は一ダームが四〇分の一ルビーであった。

(5) もとはアクバル帝の治世一九年に実験的に導入された収租官名であるが、後には国庫のバルガーナに派遣する収租官の呼称として残った。I. Habib, *op cit.*, p. 275. 参照。

(6) 特定村落における村民資格、世襲的土地保有権と公租負担義務をもつ「ライーヤット」以外の「農夫」をさすか、または「Ri'aya o Karandagan」といった定型句を訳したものである。

(7) ムガル帝国の版図としてのクーチルビハール郷とは、いまのラングプルを中心とする地域であつたらしい。(J. Grant, *An Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal, etc.*, 27th April 1786, in *The Fifth Report*, vol. 2, p. 183.)

(8) 私が入手したザミンダール敘任状の訳文(R. Patton, *The Principles of Asiatic Monarchies*, London, 1801, pp. 333-338.)から類推すると、ムチャールカー (*Muchal* 敘任申請誓約書)と、その申請の正当性を証明する他のカーヌーン・ミーの証明書の二つとあるものが、裏書きに添付されていた可能性がある。

北大文学部紀要

(9) N. K. Sinha, *op cit.*, pp. 267-268. Appendix C. 但、シンハ氏は研究書本文中ではこれを利用してはいないようである。

(10) これは有名なマラータの課税ではなく、土地関係の訴訟・調停で勝訴した例が、国庫に納める上納金を指したものである。北インドのムガルの制度が導入されたものと思う。H. H. Wilson, *op cit.*, pp. 106 r-107 l; case-noted edn., p. 165. 参照。

(11) これらの裁判所については「Letter from the Committee of Circuit.....15 Aug. 1772, in R. Muir, *The Making of British India 1756-1838*, Manchester, 1923, pp. 117-120. 参照。

(12) ムルシダーバードとその近郊で徴収される各種商税について。詳しくは J. Grant, *op cit.*, Part 2, *The Fifth Report*, vol. 2, p. 404. 参照。Cunah は「石炭」Khal は「渠」を指し、Cunahkal は「埠頭」をも意味するところ。これは税関の所在地であつたところ。H. H. Wilson, *op cit.*, p. 454 r, case-noted edn., pp. 726 r-727 l. 参照。

(13) Gola は「倉庫」の意。Azimabad (地名)の位置は確めていない。

(14) 「皇帝管理港」・「港灣管理官」・「税関長」などを意味するが、ここでは特にダッカの河港税関を指す。詳しくは A. Karim, *Dacca, the Mughal Capital*, Dacca, 1964, pp. 54-

カーヌーンゴ小論—ベンガル・ビハールの事例について—

55, 63-64. 参照。

(15) 意味上は「主計総監管理港」であるが、具体的には「フリーの河港税関を指す。詳しくは「J. Grant, *op cit*, The

Fifth Report, p. 405. 参照。

(16) ラージマハールの河港税関を指すものと思われる。

(17) この語は「第五報告書」の用語解にも挙げられておらず、

ベンガルの税制関係文献ではあまり用いられない術語のようである。

(18) なお、一七七八年のアミーニー委員会報告 (The Ammini Report) においても「ベンガルのカーヌーンゴ」は二名とされており、サドル・カーヌーンゴという用語は引かれていない。R. B. Ramsbotham, *op cit*, p. 116. 参照。

一 カーヌーンゴの地域別分布

パターンソンの「報告」は、ベンガル・ビハール・オリッサ三州のカーヌーンゴの人名、人数および在任地について、かなり詳しく記載している。それが当時として完全なものであったか否かは、史料利用上のひとつの問題であるが、いまはそれには立入らない。カーヌーンゴの地域別分布は、従来の研究書では特にとりあげられていないので、紹介するだけの価値はあろう。右の詳しい記載は、パターンソンが各地のカーヌーンゴに発した、職務内容と現況および職禄その他の収入源と金額などに関する照会への、カーヌーンゴたちからの回答を要約した部分と、特に収入だけを数表化した「ベンガル・ビハール・オリッサのカーヌーンゴたちの役得と給与の摘要」の部分とにある。以下これらを「回答」と「摘要」と記し分けて紹介することから始めよう。⁽¹⁾なお、地方の配列の順序は必ずしも「報告」のとおりではない。人名は「報告」の綴字に従うことにする。

① ベンガル

マヘーンドラ＝ナラーヤン＝シンハ (Mahinder Narain Sing) と、ラクシュミ＝ナラーヤン＝ライイ (Lut-

chumee Narain Roy) の二名のほかは、カーヌーンゴと称する者の名は、〈報告〉には現われない。なお〈報告〉当時に、右のラクシュミーは既に死去しており、養子で当時八才のスーラジ・ナーラヤン・ラーイ (Suraj N. R.) が、養母の実権下に名目上のカーヌーンゴとなっていた。

② ソーナルガオン

〈回答〉では 'Rutenjoy, Odi, joint canongoes of Sonargong' (ラムスボタムの抄録では 'Ratan, Jay, Addhy' とする) となっているが、〈摘要〉は 'Rutunjoy Odi' と一人名のように書く。〈回答〉は、「あらゆる点で、⁽²⁾かれらはベンガルのカーヌーンゴたちの侵害と干渉、および、それがひきおこすかれらの職務の履行における障害について、苦情を訴えている」旨を伝えている。ソーナルガオンのカーヌーンゴの人数を、私は原文から二人と考えておく。

③ チャットグラーム (チッタゴン)

〈回答〉では 'Rutten, Joy Odi' (抄録では 'Ratanjay Addhy') の「^{キヤタヤ}部下」として 'Raj Bullub, Raj Kissen, etc., canongoes of Chittagong' の存在を伝える。〈摘要〉は Raj Bullub の名のみ挙げる。Rutten, Joy, Odi——どう切って読むかはともかく——なる人名が、ソーナルガオンのカーヌーンゴたちと共通することには注意を払っていない。思うにチャットグラームのカーヌーンゴ職は二人以上おかれ、それが隣接のソーナルガオンのカーヌーンゴの管轄下にあつたのかも知れない。

④ シェリーハット (シルヘット)

〈回答〉は 'Jewun Kishen, etc., canongoes of Sylhet' であり、〈摘要〉でも同じである。二名以上であろうが、

カーヌーンゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

正確にはわからない。

⑤ ランガマティ

‘Bhooldhund Burroah, canongoe of Ranganatty’ となり、一名である。このバルアというのは明らかにアッサム人の名である。⁽³⁾

⑥ バハールバンダ

‘Doorgapersaud Doss, Canongoe of Baharbund’ となり、一名である。

⑦ ノワラー＝マハール⁽⁴⁾

‘Ram, Gunga, Cashi joint canongoes of the Nowarah Mahal’ と三人の人名を挙げる。〈摘要〉では一人の名のように書いてある。

⑧ メーディニプル（ミッドナプル）

‘Rajnarain canongoe of Midnapore’ と一名のみである。この人物はパターンソンに対して、かれの吏員などの一覽表を提出する旨を約束したというから、多少とも大きな組織を持っていたのかも知れない。

⑨ ジャレーシュワル（ジェラソール）

‘Joynarain canongoe of Jellasure’ 一名である。

⑩ ヒジリー

‘Odinarain canongoe of Hidgelee’ 一名である。

⑪ プルニア

三つのサルカル (*Sarkār* 郷)とそれらの中の計九つのバルガーナ (*Pargāna* 郡)におかれた二〇名のカーヌーンゴの人名が列挙されている。しかし、かれらのうちの誰かが全体を代表するという制度にはなっていない。また右の人数からもわかるように、カーヌーンゴは一バルガーナに一名とは限らず、六人ものカーヌーンゴをおくバルガーナもあった。⁽⁵⁾これは面積・村落数・人口・歴史的事情によるものであろうが、〈報告〉はそれらについて説明していない。

特に注目したいのは、ここで「何某の母」とか「何某の未亡人^{ウタナ}」という表現で、三名の寡婦⁽⁶⁾がカーヌーンゴとなっていることと、⁽⁷⁾‘Fakher ud deen Hosein’つまり *Fakhr ud-Din Husayn* なるムスリムのカーヌーンゴがいたこととの、二点である。

⑫ ビハール郷⁽⁷⁾

〈回答〉では四六のバルガーナ⁽⁸⁾の名称と四九あるいは五〇名のカーヌーンゴの人名を挙げているが、人名の多くは末尾に ‘etc.’ と記してあり、〈摘要〉ではカーヌーンゴ数を「約一五〇」としている。カーヌーンゴ一名のバルガーナは七個所であり、他は少くとも二人以上おいたと思われる。寡婦は人名としては挙げていないが、‘etc.’ 中に含まれていたかも知れない。ムスリムのカーヌーンゴは、‘Shaik Behader Ali’, ‘Mahomed Wojeh, etc.’, ‘Mahomed Baker, etc.’, ‘Mahomed Shaueeb, etc.’, ‘Keramut Ali, etc.’, ‘Mahomed Ashuc (? Asheer), etc.’ としてみえるので、少くとも六人はいたことになろう。以上六人のうち二人はそれぞれの担当するバルガーナで、ヒンドゥーの同僚を持っているので、かれらの人名のあとの ‘etc.’ は必ずしもムスリムのみではなからうし、またヒンドゥー人名についている ‘etc.’ にムスリムが含まれている可能性もくはない。また右のほかに、‘Hookoomut

カーヌーンゴ小論―ベンガル・ビハールの事例について―

Roy」という最近のイスラームへの改宗者らしいカーヌーンゴの人名もみられる。

⑬ シャーハーバード郷

〈回答〉では六バルガーナにやはり、*etc.*を伴なう一三の人名を挙げ、他に人名を記さない一バルガーナを挙げているが、〈摘要〉はバルガーナ八に対してカーヌーンゴ三〇人以上とする⁽⁹⁾。記載の限りでは、ムスリムの人名はみられない。

⑭ ムーンゲール(モンギール)郷

〈回答〉ではバルガーナ九に対し、同じく、*etc.*を付記して二二名のカーヌーンゴを挙げる。〈摘要〉ではマール⁽¹⁰⁾ (*Mahāl*) 九、カーヌーンゴ約二〇名とされる⁽¹¹⁾。ムスリムの人名は、*Rajah Khadir Ali* と *Sheik Mahomed Akil* とがみえる。

⑮ ロータス郷

〈回答〉は五バルガーナと、*etc.*をつけた一〇人のカーヌーンゴの人名を挙げ、〈摘要〉は五マハールに約一八名と記す⁽¹²⁾。カーヌーンゴの少くとも二人は、*Sayed Tegh Ali*、*Mahomed Assalutt* というムスリムであった。

⑯ ティルフート郷

〈回答〉には、*Persaud Ram and Bulwant Sing, canongoes of Sircar Tirhoot, Suddreahs of the Soubah of Bahar*、という二人名を挙げる。かれらは配下に一九〇人のムハッリル (*Muharrir* 書記) を用いている旨を、パターソンに答えたことを記すが、〈摘要〉ではパターソンは、プラサード・ラーム・バルワント・シンハ両名をサドリーア (*Sadriah* 総法例司・州都法例司)、一九〇名をムファッル・カーヌーンゴ (*Mufassal Qānūngū* 郷村

法例司⁽¹³⁾）としている。

このサドリリアについては〈報告〉のなかに次のような解説がある。

ビハール州^{スル}では、カーヌーンゴ^{オライス}職はその古い形態をある程度とどめている。パルガーナの数より多いカーヌーンゴ⁽¹⁴⁾がいて、すべてが相互に独立しているか、または協同関係にあり (in partnership) ；かれら自身の話では、めいめいが特許⁽¹⁴⁾によって職務を保有しているとのことである。サドリリアとよばれるかれらのうちの二人は、自分たちの特定の任地 (チャンパーランとティルフートにある) とは別に、政府所在地に参勤して他の者たちから例の文書類を収集することを命ぜられていたが、かれらに対するそれ以外の何の統制権も持たなかった。ジョージ・ヴァンシタート (George Vansittart) ベンガル知事 一七六〇—一六三) 氏が、諸州の文書類の総合保管所としてアマーナット⁽¹⁵⁾ダフタル (Amnat Dafdar) を設けて以来、サドリリア職はその影響力を失ない、しだいに運用されなくなつて来ている。……………

⑰ ハージーブル郷

〈回答〉では一二パルガーナにやはり、etc. をつけた一九人のカーヌーンゴの名を挙げ、〈摘要〉では一二マールに約三〇人と記されている。⁽¹⁶⁾ ムスリムは 'Meer Jaffer Shah', 'Meer Jaffer Shaw etc.', 'Shuck Ahmad Hosein etc.' と、少くとも三人であるが、最初のミール⁽¹⁶⁾ ジャアファル⁽¹⁶⁾ シャーは一パルガーナにヒンドゥーの同僚を持ち、二人目の同名の人物とシャイク⁽¹⁶⁾ アフマッド⁽¹⁶⁾ フサインとは、それぞれ別のパルガーナに属する。etc. の内容はもちろんならない。なお一人 'Nein Sook' という宗教帰属の判断できない人名が見出される。

⑱ チャンパーラン郷

カーヌーンゴ小論ーベンガル・ビハールの事例についてー

五バルガーナに⁽¹⁷⁾一〇名のカーヌーンゴーをおく。うち三バルガーナについては、前出のサドリリア二名が、バヴァーニーニ＝ブラサード (Bowanny Persad) なる者、および三バルガーナのそれぞれのみを所管する他の一・二名とともにカーヌーンゴーの職にあった。ムスリムはいない。

⑬ サーラン郷

〈回答〉では一六バルガーナに一八の人名を挙げて、*etc.* をつける。〈摘要〉はサーラン郷の一五のマハールに七五名のカーヌーンゴーがあり、残る一バルガーナを別記して一人名を記して、*etc.* をつける。⁽¹⁸⁾（これは一五バルガーナからはバターソンの照会への回答がなかったため、別記したものである。）ムスリムの名は 'Mahomed Khoorshed *etc.*' が見出される。

⑭ ナーグプル郷

バルガーナ一に対しカーヌーンゴーは *etc.* をつけた二人名を記す。〈摘要〉にはナーグプルを欠く。⁽¹⁹⁾

以上の〈報告〉の摘記からも知られるように、ビハール州地域のなかには、通説とは異なつて、ムスリムのカーヌーンゴーたちの存在したことが判明した。従つて、かれらのバルガーナのザミーンダールの宗教帰属の如何をも、併せて明らかにしておくべきであろう。ザミーンダールたちの宗教帰属は、註に既に挙げたムハンマド・リザー・ハーソンのベンガル暦一一七三（一七七六―七七）年当時の貢租裁定明細表 (*Jam' Tashis Bandobasti*) 中の人名から、知ることができる。〈報告〉とは約十年の時期の差はあるが、カーヌーンゴー職の世襲性は、この程度の時代差を無視することを許すであろう。

以下、ムスリムのカーヌーンゴーをおくバルガーナとそのザミーンダールの人名を、一覧表として掲げる。〈報

告ぐと右の明細表とて地名表記のかなり異なるばあいには、後者は括弧に入れて示す。人名・地名ともに史料にあるままのローマ字綴りを採つておく。また同一ベルガーナを任地とするヒンドウーのカーヌーンゴーの名は付記した。

<i>Sarkar, etc</i>	<i>Parganah</i>	<i>Qanūngu</i>	<i>Zamindar</i>
Purniya	Soorjapore	Fakher ul deen Hosein	Fakher ul deen Hosein*
Bihar	Havillee Behar	Keramut Ali, etc.	Shah Alum ul dien**
	Havillee Azimabad	Shaik Behader Ali, Bowanny Sunker, Bolanaut, etc.	Chowdry Sukanunduu Kehterry, Mulcom Armenion**
	Sauda (Sanrah)	Bolanaut, Mohomed Ashuc, etc.	Howlass Chowdry, Angoor Sing, bramins**
	Bheempore (Behempoor)	Mahomed Shaueeb, etc.	Shekh Fouzil ulla, Khaja Mahomed simbrah**
	Tilhara (Tellareh)	Mahomed Wojeeh, etc.	Naim ullah, etc.**
	Tulwarry (Phulwarry)	Mahomed Baaker, etc.	'sundry petty zemindars altogether in jageer'
	Shahpore Moneer	Hookoomut Roy, etc.	Hussen Khan, Mirza Beg, Hyder Beg**
Monghyr	Curuchpore (Kerruckpoor)	Rajah Khadir Ali	Rajah Cader Ali*
	Calgong (Colcong)	Sheik Mahomed Akil, Lole Chund.	Nujem ul Dowlah (<i>Jagirdar</i>)
Rotas	Sasseram (Sahseram)	Sayed Tegh Ali, Mahomed Assalutt, etc.	Baboo-Jaggunat Sing, etc. Rajepoot Ugency** ⁽²⁰⁾
Hajipur	Chuckla Mikerjoll	Meer Jaffier Shah, Sheonarain,	(21)
	Serissa (Serassa)	Shuch Ahmud Hosein, etc,	Serchit Sing Bramin
	Bissara (Bessara)	Meer Jaffar Shaw, etc.	Nechore Sing Rajepoot
Saran	Bâle	Mohomed Koorshed, etc.	Gopaul Narain, etc. five brothers ⁽²²⁾

* ザミーンダールとカーヌーンゴーとが同一人物であることを示す。⁽²³⁾

** 他に群小のザミーンダールがいて、ここに挙げられた人名はそれらの主たる者 (principal) であることを示す。

この表でわかるように、ザミーンダールとカーヌーンゴーとが同一人物である二例を除いて、両者がともにムスリムであることの明確な例は、一三パルガーナ中の五にとどまる。他の八のうち七は、ザミーンダールが、ブラーフマン・ラージプートその他のヒンドゥーであつたり、あるいはアルメニア人であつたりする。⁽²⁴⁾ 残る一例は群小ザミーンダリーで、ザミーンダールの宗教帰属は決しがたい。このことからすれば、ムスリムのカーヌーンゴーは必ずしも同宗のザミーンダールのパルガーナにいたとはいえない。ムスリムのカーヌーンゴーは、本来ヒンドゥーであつたカーヌーンゴーがムスリムのザミーンダールの影響等によつて改宗した者か、あるいは、ムスリムの政治権力担当者なりザミーンダールなりによつて、従来のヒンドゥーのカーヌーンゴーを斥けまたはそれらと並んで後に導入された者かであるうが、這般の事情は詳かにしがたい。

以上の「報告」の内容から次のような知見が得られる。第一は、従来の研究書で言及されている「ベンガルのカーヌーンゴー」の管轄区域が、多少とも限定されるということである。厳密な境界線は引けないが、だいたいはブラフマプトラ河右岸の北緯二六度あたりを北限とし、南限はフーグリ河口左岸に及び、東端はダッカ、西端はラージマハール丘陵からサントール諸郡の東の山麓と考えられる。以遠の地域にはそれぞれ別個のカーヌーンゴーのおかれていたことから、右の地域限定はたぶん当を得たものである。しかしながら、次節で述べるように、右のベンガルの範圍内のカーヌーンゴー配置になお不分明な点がいくつかあるし、ファアリドプル以南の地方は「報告」の範圍では事情がわからない。またその範圍外でもマイマンシンハ・トリプラについては疑問が残る。

第二は、広義のビハール地域におけるカーヌーンゴーの数の多いことである。これはビハールに群小ザミーンダールが多く、いわゆる一円領主的なザミーンダリーが多くは形成されていなかったことと関係するかも知れない。ま

た別の表現を採れば、カーヌーンゴールの中央集権化の進んだ地域と然らざる地域とがあつた、といつてもよいであらう。

第三は、ビハール州地域では、カーヌーンゴールのなかにムスリムも見出されることである。従来の説ではカーヌーンゴールはヒンドゥーのみの官職とされて来たことは前に述べたが、ベンガルとオリッサ（上掲の⑧⑨⑩）についてはこれは正しい。しかしこれはビハールには適用できない。また、ベンガルのムファッサル（バルガーナ）カーヌーンゴールまでを視野に入れたばあいには、ムスリムを絶無とは断言できなくなるかも知れないことは、次節に示すとおりである。

註

(1) ラムスボタムの抄録では、〈回答〉原文の人名と個々人の給与額とは省略され、地名と吏員その他の数および給与総額を記すようにとどまる。〈摘要〉の方は移録されていない。

(2) この部分は、原文では、'In every point.....'と大文字で書き起してあるが、ラムスボタムの抄録(p. 184)では先行する文章の末尾におく。意味はどちらでも通るが、ここでは原文による。

(3) H. H. Risley, *The Tribes and Castes of Bengal*, 2 vols., Calcutta, 1891, vol. 1, p. 71, Barua.

(4) *nauwra* は「船舶」をいう。〈報告〉は、「この料地は、^{ベナール}アウランッゼーブ帝の末弟シェジャール（ベンガル州総督一六三

九—五九）が設けたいくつかの地区 (districts) をやぐみ、

それらの貢租収入は帝国の皇子たちとその家人 (household) の用いる船舶の建造にあてたものである」と書いている。この *Nauwra Mahal* は、アラカンの海賊マダグ (*Magh*) やポルトガル人海賊 (フェリンギー *Feringi*) の来襲に備えて、ダッカに設けられたムガル水軍の軍料地と解するのが正しく、〈報告〉の解説は不十分である。H. H. Wilson, *op cit.*, p. 592 l.; A. Karim, *Dacca, the Mughal Capital*, Dacca, 1964, pp. 60, 61, 63, 65, 参照。

(5) 一七六一—六二年のブルニア軍政区 (*Faujdar*) の査定総覧 (*Jam' Kamil*) によると、「この地方には、土地貢租以外の貢租のみを賦課されるサーイル・マハール (*Satir Mahal*)

カーヌーンゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

を除いて、なお二六のバルガーナがあつた。査定総覧と〈報告〉とは地名に出入があつて、不明確な点が残るが、右の証拠から一人のカーヌーンゴの管轄区域がいくつかのバルガーナに及ぶばあいもあつたことが想定できる。J. Grant, *An Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal, etc., Part II, ca. 1786 in The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons on the Affairs of the East India Company, dated 28th July 1812, ed. by W. K. Firminger, vol. 2, Calcutta, 1917, pp. 337-338.* に右の査定総覧がある。

- (6) 彼女たちの一人「クリシュナリチャード未亡人 (Widow of Kishenchund)」は「〈報告〉のブルニアの部の職禄の一覧表では、息子か義弟か養子かは不明であるが、ブルルチャード (Bhool Chand) なる者と連名になつて記されている。寡婦のカーヌーンゴ職は、未来の当主たるべき者が幼少の期間に限られたものであらう。

- (7) 〈報告〉の 'Sircar' つまり 'Sarbar' を、以下すべて「郷」と訳す。

- (8) 東インド会社の財政副監 (Naib Diwan) ムハンマドシリザールハーンが、一七七六—一七七年にまとめた貢租裁定明細表 (*Jam' Ta'hi Bandobast*) によると、ビハール郷のバルガーナの数は四九で、別に山岳地帯に五バルガーナがあつた。

但し右の四九のうちの三はマハールとしては二分されているものを二度数えているので、バルガーナの実数は〈報告〉の四六と合致する。但し右明細表と〈報告〉とは、バルガーナの地名に一致しない部分がある。書写方法の不統一、誤字、マハールの多少の異動などによるものであらう。なお右明細表は、J. Grant, *op cit., Part III, 30. June 1787, in The Fifth Report, vol. 2, pp. 441-443.* 所収。

- (9) 前註で言及した貢租裁定明細表 (*op cit., p. 445.*) によれば、シャールハーバード郷のバルガーナの数は一一であり、うち三はヴァラーナシーのラージャの領地となつている。残る九のうち七は〈報告〉の地名と一致する。あとの二バルガーナのカーヌーンゴについては、〈報告〉からは知ることができない。

- (10) 貢租賦課の単位となる地域をマハールといい、ザミーンダールなどの郷村支配者の氏族領域を単位とする行政区のバルガーナとは範疇を異にする。両者が混同されているのは、両者がたまたま一致していたことを示す。

- (11) 前引のムハンマドシリザールハーンの貢租裁定明細表 (*The Fifth Report, vol. 2, pp. 443-444.*) によるとムーンゲール郷のバルガーナ数は四〇であり、〈報告〉中の九バルガーナの地名はここにふくまれる。明細表では四〇バルガーナのうち、一八世紀初めからベンガル州に移管された五を除

く三五が、九マハールを構成しているように読める。あるバルガーナのカーヌーンゴーが、同じマハール内の他のバルガーナや隣接するバルガーナをも管轄していたものである。

- (12) 前註所引の明細表 (*op cit.*, pp. 444-445.) では、ロータス郷のバルガーナ数は七であり、〈報告〉中の五バルガーナはここにふくまれる。残る二バルガーナのうちの二はザミーンダールのジャヤーギール (*Jagir* 知行地) であり、他の一はザミーンダールのほかにジャヤーギールダールがいる重層領有の状態にあつた。国家公租給付地でないために、この二バルガーナにはカーヌーンゴーがいなかったのかも知れない。

- (13) 前記の明細表 (*op cit.*, p. 446.) では、ティルフート郷にはもと一〇二の「小さなバルガーナ」があり、内九三が査定されていた。〈報告〉はバルガーナの数や地名にふれていないので、明細表との対照はできない。

- (14) おそらく叙任状 (*Samad*) のことであろう。

- (15) ラムスボタムの抄録はこの引用を欠く。

- (16) 前述の明細表 (*op cit.*, pp. 446-447.) では、ハージーブールのバルガーナ数は一一であり、内九は〈報告〉の地名と対応する。

- (17) 前記の明細表 (*op cit.*, p. 447.) ではチャンパーラン郷のバルガーナ数は三とされるが、地名は一しか挙げていない。この地名は〈報告〉にもみられるものである。

北大文学部紀要

- (18) 前記の明細表 (*ibid.*) では、サーラン郷のバルガーナ数は一八で内二はアワードに編入されていたというから、残りは一六で〈報告〉と合致する。しかし、明細表の挙げる地名は六(?) しかなく、〈報告〉所掲の地名と対応するのは二ないし三である。

- (19) ここで以上二〇地域の記事について、〈報告〉原文とラムスボタムの抄録との異同を摘記しておく。まず、ブルニア以下ビハール州各郷のカーヌーンゴーの人名は、抄録では一切省略されており、人数のみを原文の“etc.”を無視して集計しているにすぎず、しかもそれすら二郷についてのみである。次に、原文にある〈摘要〉は、抄録からはまったく外されている。さらに、以上の⑤・⑥および⑬以下⑳までについては、抄録は原文を過度に圧縮しておりほとんど役に立たない。

- (20) “Ubiency”の意味は不明のまま残す。

- (21) 前記の貢租裁定明細表には対応のバルガーナ名を欠く。但し、もし明細表にあつて〈報告〉に欠ける Rutie, Giraud の二バルガーナが、〈報告〉の Chuchla (*czakla*) Mikerjoll に当ると仮定すれば、ザミーンダールは Pertasing Brannin その他群小の領主である。

- (22) 右の明細表では Bale の地名は記されていないが、明細表に挙がっている八バルガーナ名中に Bale に比定できるものがなく、かつ Govah (〈報告〉では Chowah) 等一五バルガ

カーヌーンゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

一ナのザミンダールとして、‘Gopaul Narain, etc. five brothers’ が記されているので、Bale をこの一五中の一と考
えておいた。

(23) この問題は第四節で改めて扱かう。

(24) Havillee (Havir) Azimabad のザミンダールの名につ

三 職務と組織

(一)

カーヌーンゴ職の内容とそれを執行するための機構については、前節で掲げたすべての地域のそれを明らかに
できないが、狭義のベンガルの事情については、報告から多少の知見を得ることができ
る。

報告はまずパターンソン自身の調査にもとづいて、この職に次の三つの「官号 (title)」のあつたことを指摘し
ている。⁽¹⁾

① カーヌーンゴ (Qanungu) 報告は「文字通りには、諸法律と諸慣習との解説者」と説明している。

② ムスタウフィー (Mustaufi) 「諸台帳の保管者または監査役」であり、「この官号はナীবカーヌーンゴ
(Naib Qanungu) がこれを称し、時効によって世襲となっている」という。

③ マジームーダール (Majmudar) 「諸記録の保管者にして照合係」であつて、「この官号は、カーヌーンゴの
下にいるペーシユカル (Pishkar 番頭、差配人) のような下級の役人たち (the lower officers) がこれを称す」という。

いづる ‘Keherry’ だ、思ふに ‘Khatir’ または ‘Ksatirya’
であろう。

(25) アルメニア商人がザミンダリーを購入していた珍ら
しい事例と思う。‘Mulom’ がアルメニア人名であることに
ついては北川誠一氏の御教示をも得た。

パターンソンは、三つの「官号」のそれぞれがその「資格 (capacity)」において担当する業務の内容を詳述している。それらに言及する前に指摘しておきたいのは、三つの「官号」・「資格」は決して並列的なものではなく、固有の職務をもった職階として編成されていたことであり、それぞれが世襲であるため昇格や新規採用の事態は考えられないにせよ、かなり整然とした官僚制的組織をなしていたことである。

カーヌーンゴの「資格」における職務 (duty) として、〈報告〉は左記を列挙する。

一 ダストゥール・ウル・アマル (*Dastūr ul-'Amal* 業務例規集) の作成。これは「諸貢租 (revenues)、諸貢租率 (rates)、査定 (assessment) の諸様式に関わるすべての地方的な慣行、法および規則 (usages, laws and regulations)」の記録である。

二 アマル・ダストゥール (*'Amal Dastūr* 例規運用集) の作成。これは前掲の「慣行、法および規則」中に生じた「すべての変化と変更」の記録である。

三 ジャントリー (*Jantri* 人事録) の作成。これは「ザミーンダールなどの任用・死亡・解任のようなすべての事件を詳記し記録し」たものである。⁽³⁾

四 以下の諸記録を保管 (preserve) する。

1 トゥー・マール・ジャマ (*Tūmār-i Jam* 貢租目録) とタクシム・ジャマ (*Taqsim-i Jam* 地域別貢租制付帳)。

2 ハキーカット・ジャマ (*Haqiqat-i Jam* 貢租明細簿) 「貢租額の内訳またはそれぞれの供給源を示す諸記録」である。

カーヌーンゴ小論—ベンガル・ビハールの事例について—

3 ギルド＝バンデイー (*Gird-bandi* 境界簿)「ザミーンダール領、タアルクダール領、郡、村などの境域と限界とを示し識別する諸記録」である。

4 イフティマーム＝バンデイー (*Ihtimam-bandi* 裁定簿)「土地と収租請負物件 (*farms*) との配分、〔貢租納入契約〕当事者たちの名前、それらの〔土地〕保有資格 (*tenures*) または信託 (*trusts*) の性格を、どれがカリサ (*Khalisa* 公租給付地、国庫)のもとにあり、どれがジャーギール (*Jagir* 知行地) であり、どれが免租地 (*rent-free*) であるかを詳しく列記することによって、示し識別する諸記録」である。

5 ムワジーナ (*Muwāḍḍina* 村落誌⁽⁵⁾)「現実に耕作されている土地の量、不耕作地または荒蕪地の量、春作つまりラビー (*Rabi*) 作と秋作つまりカリーフ (*Kharif*) 作の双方の各種農産物と個々の品目の時価相場表、ジャマつまり査定額と査定率、ワスール (*Wastul*) つまり収受額と〔バーキー (*Baḳi*) つまり〕残額との詳細、農耕の進展および貢租収入の喪失または欠損とそれらの発生した個々の事情の詳細、を敘述し特記した記録」がこれである。

五 以上のほか、「ザミーンダールたちの系譜を記録し、すべての土地、喜捨または不輪特権の施与 (*grants of lands, charities or immunities*) を登記し、カーヌーンゴの職務として証明 (*attest*) または認証 (*authenticate*) しなければならぬ、ひとつひとつの文書の写しをとっておくこと」があった。

上の一・二はまさに在地法⁽⁶⁾とその適用例との記録であり、三・四の3と4・五の前段が、土地の保有権・保有者・現実の保有の記録、四の1・2・5が貢租関係の台帳類、五の後段は公証の責任、ということになるであろう。

ムスタウフィーの「資格」における職務は下記の「貢租〔の査定〕と徴収等に関する公文書 (*government accounts*)

and papers of the revenues and collections etc.) の正規の複本をとっておく」ことであった。

1 カブリーヤット (*Qabuliyat* 承諾書) 貢租裁定に対するザミーンダール等の請書。

2 キスト＝バンディー (*Qist-bandi* 納期別分納額一覧表)。

3 セハー＝アーマダニー (*Seha Amadani* 収受金日誌) 日付、納入者名、収受額の記録。

4 セハー＝マウジュードート (*Seha Maujudat* 在庫金日誌) 収受・送金・支出の記録。

5 タウジー (*Tauji* 納期別収受金台帳) 貢租納入者 (renter) および区域 (district) のそれぞれについて、前月

分未納額、当月分納入額、当月分収受額、翌月分繰越額の明細を記す。前掲2・3の合訂であらう。

6 アルサッター (*Arsatta* 収支台帳) 前掲4を改編して毎月の収受・送金・支出金額を費目別に整理した台帳。

7 アーワールジャ＝ジャマ＝カラジ (*Awari-i Jam' o Kharaj* 収支総覧) 前掲6を年単位または提出要求時に編集しなおした台帳。

8 ジャマ＝ワシール＝バーキー (*Jam' o Wasil o Baqi* 貢租収納決算簿) 年末または提出要求時における^{ツヤ}査定額・^マ収受額・^{ワシール}未納額の一覧。

9 ジャマ＝カラジ (*Jam' o Kharaj* 貢租収支決算簿) 収受・送金・支出の一覧。

〈報告〉は上掲の3・4を「これらは予備的な記帳で、雑記帳ふうのものである」と注釈している。

パターソンは以上を列挙した後以下のように付言する。

人びとは、主任たち (principals) が中央^{ツヤ}つまり政府所在地でこれらの照合のための台帳を規則的につけていた間

カーヌーンゴー小論—ベンガル・ビハールの事例について—

に、地方の代官たち (deputies) はそれぞれの任地で同じ作業をして、それらの監査ずみの副本を所定の時期に主任たちに送付したということ、これらの地方の諸台帳 (provincial accounts) が地方の貢租徴収に備われる政府の代理人たちに対する抑制手段をなすように、主任たちがつける諸台帳は政府大官たちを制御するのを目的としたということ……を述べている。

ここで「主任」と「代官」とあるのは、同じ作業をしたことからみてカーヌーンゴーとムスタウフィーではなく、州都の (サドル) カーヌーンゴーと郷村のカーヌーンゴーとをさすものであろう。そうしてみると「これらの照合のための台帳」は、前掲のカーヌーンゴーの作成保管する一連の文書とムスタウフィーが監査して複写する一連の文書とを総称したものと読める。なお、「主任」と「代官」とが同じ作業をしたといっても、名種の文書の編集の仕方には管轄区域の広狭による差異は当然あったであろう。「主任」は各地の「代官」から寄せられる報告を基礎として作業したのである。

さて、〈報告〉は右の付言の後に、マジュムードールについては以下の「義務」を列挙する。

- 一 諸記録に細心の注意を払うこと。
 - 二 破損した記録を真正な信頼できる写しととりかえること。
 - 三 諸記録をもっとも正しい順序に配列しておくこと。
 - 四 参照符号をつけた文書類の正確な一覧表を作り、入用の時にはいつでもみつけてとり出せるようにすること。
- マジュムードールの職務はカーヌーンゴーとムスタウフィーのための事務補助員のごときものであった。

以上のうちカーヌーンゴとムスタウフィーとの業務をみるに、それらはザミーンダールの家や領地の諸村落に立ち入りザミーンダールとその吏員や村落の職員と富農層に情報を提供させる権限を持ち、そして必要によつてはそのための強制力をも具えることなしには執行しえないと思われる。そのような力は一方では疑いもなく国家に帰せられるが、郷村の故事旧慣から土地財産の状況や領主の家系までに及ぶ知識は、国家権力を背景としただけの官僚では収集は不可能だったのであろう。強度の在地性、つまりザミーンダールなどの郷村支配層と社会的出自や威信、そして土地・地租問題に関する経験と知識においての懸隔のないことがカーヌーンゴ職に必須であつたと思われる。⁽⁶⁾

(11)

しかしながらカーヌーンゴ職の組織の運用となると、〈報告〉は部分的にしか知見を提供しない。ベンガルのサドル・カーヌーンゴの一人マヘンドラ・ナーラーヤン・シンハのペーシユカルでマジュム・ダールであつたナラ・シンハ (Narsing Mojmadar Peyshear) が、パターソンに提出した『州都および郷村のカーヌーンゴ職員一覧表』(List of Canongoes in Sudder and Mofussal) が、ベンガルのカーヌーンゴの機構についての不十分な資料を提示するのみである。⁽⁷⁾

右の一覧表は、地域別に職員の人名と月俸、およびそれらの人件費以外の支出の費目と金額を挙げたものである。これを左に摘記して表示する。人数のみ挙げ人名は省略する。

この資料の問題点を指摘すると、まずこの職員たちはマヘンドラの専属であつて、スーラジ・ナーラーヤン・ライつまり故ラクシュミーの職員は別にいたことである。それは〈報告〉のなかでパターソンが、スーラジ側のシュリー・ナーラーヤン・ムスタウフィー (Serinarain Mustophee) が、度重なる命令にもかかわらず報告を未だ提出し

カーヌーンゴ小論—ベンガル・ビハールの事例について—

ない旨を述べていることに明らかである。次に右の一覽表の信憑性の問題がある。パターンソンは、月俸や小稿では省いた諸経費の數値に措信していないが、カーヌーンゴ側には東インド会社政府に対して収支の実態を秘匿する動機はあつたであらうから、これはうなずけないことではない。職員の官号や人名については、カーヌーンゴ職の有用性を示しその存続をはかるためには、むしろ秘匿しない方が有利であらう。特に世襲職であればなおのことである。そのような意味では、職員については右の一覽表はひとまず依拠するに足るであらう。しかしそれも、カーヌーンゴ職が実質的には機能していない一七八七年の資料であることを、充分考慮に入れてのことである。そうした限界を考えながら、この資料からカーヌーンゴ職の実態を追つてみよう。

地 域	<i>Najib</i> (月俸)	<i>Maima'dar</i> (月俸)	<i>Vakil</i> (月俸)	無官号の職員 (月俸)	下級職員
Calcutta		2 (Rs. 150) 264	1 (Rs. 25)	16 (Rs. 15~100)	<i>Db. 2, Pn. 2.</i>
Murshidabad		1 (Rs. 15)		14 (Rs. 8~25)	<i>Db. 3, Pn. 3.</i>
Hugli				10 (Rs. 7~30)	<i>Pn. 2</i>
Jessore				12 (Rs. 7.5~25)	<i>Pn. 1, Khg. 1, etc.*</i>
Dacca		1 (Rs. 50)	1 (Rs. 10)	5 (Rs. 12~25)	<i>Db. 2, Pn. 2, Khg. 1.</i>
Rangpur		1 (Rs. 30)		18 (Rs. 5~20)	<i>Db. 3.</i>
Rajmahal		1 (Rs. 25)		2 (Rs. 8~10)	<i>Db. 1, Pn. 1.</i>
Bishnupur	1 (Rs. 15)			2 (Rs. 7.5)	
Bardwan				3 (Rs. 10~25)	
Dinaipur				3 (Rs. 7.5~25)	<i>Pn. 2.</i>
Ghoraghat				1 (Rs. 7.5)	<i>Pn. 1,</i>
Kundi	1 (Rs. 15) ^{**}				<i>M. 2.</i>
Bogra		1 (Rs. 10)		1 (Rs. 5)	

Katwa
Amberabad
Butbattee

1 (Rs. 15)

1 (Rs. 5) M. 1.
1 (Rs. 6) M. 2.
7 (Rs. 5~60) M. 1, Pn. 25,
Khg. 14, etc.⁽³⁾

略語: Db = *Dafdar-band* 駐守員。

Pn = Peon 警務員。

Khg = *Khilmutgar* 使丁。

M. = *Mukarrir* 書記。

* 他に「運搬人」(複数)と「たいまつ持ち」1名。

** 人名不詳。

*** 'Mahomed Fiz' というマスマの人名。

第一には、右の一覽表は、ベンガルの二人のカーヌーンゴの所轄区域について、非常に大づかみながら示唆するところがある。マヘンドラの職員の所在地は、ラングプル以南、カルカタ以北、ダッカ以西、ラージマハール以東と大きく区画できる。これは前節末で述べたベンガルの地域範囲に含まれる。しかし仔細にみると、マヘンドラはマルダ・ラージシャーヒー・パプナ・ナディアには職員を置いていない。これらの地方がスーラジつまり故ラクシユミーの所轄であつたことが推察できる。ファードプル以南の地方もこれにふくまれるかも知れない。しかし、マイマンシンハとトリプラについては判断はむずかしい。ナレンドラ・クリシュナ・シンハ氏も指摘した二人のサドル・カーヌーンゴによる職域の分割、つまり州切半時の境界線はこれによって多少は見当がつくであろう。

第二には、サドル・カーヌーンゴの職務の組織についてである。資料の限りでは、マヘンドラ・ナーラーヤン・シンハのナードは二地域に各一人がおかれているのみで、しかもこの二人がムスタウフィーと称していたか否かは不明である。マジュム・ダールは八地域に計九人あつて、いずれもその「官号」を称している。またナードとマジュム・ダールとは同一地域に並置されていない。こうした構成が旧来のものか一七八七年当時の特殊な事態なのかはいまは確かめようがない。

カーヌーンゴ小論―ベンガル・ビハールの事例について―

ヴァキール (Vakil 代理人) は前掲の三つの官号・資格とは無関係で、その職務内容は不明であるが、カルカッタおよびダッカという二つの要地におかれたことに何らかの意味があるろう。

最大の問題は、何の「官号」も持たず人名のみ現われる職員が多いことである。六つの地方では、ナイーブもマジューマードルもないのに無官号で現われる職員をみる。これらは無官号ではあるが人名を伴っているところをみると、ペオンの類と異なる重要な職務についていたはずである。私はこれらの無官号職員にはムファッサル (Palgarh) のカーヌーンゴがふくまれているのではないかと想定したい。この想定を根拠づける直接の資料に欠ける憾みはあるが、前項でみた多岐にわたるカーヌーンゴの職務は、一定規模以内の地域社会を把握できる立場にある者にしてはじめて可能なものであり、全ベンガルにわずか二名のカーヌーンゴではおおいづくしがたいと考えられることと、「主任」と「代官」との職務体統らしきものが関係者間で語られており、この「代官」に相当するムファッサル (Palgarh) のカーヌーンゴの存在は研究史の上からも当面の〈報告〉からも疑問の余地がないことを、推論の根拠とする。ティルフートのサドリヤーが他のカーヌーンゴたちを自分たちのムハッリルと称していたことから推すと、右の表に特にムハッリルとして現われる職員を欠く地方では、無官号の職員たちはマヘーンドラのグマーシタ (Gumastah 代官) と称されていたかも知れない。

右の想定が正しいとすると、ベンガルのサドル・カーヌーンゴのナイーブとマジューマードルには、州都と郷村を結ぶ役割があったことになるろう。資料上それらが現われない地方の事情は判然としないが、あるいはかつておかれていたナイーブやマジューマードルが、ブラッシー以降の有為転変のなかで姿を消したかも知れず、あるいはそれらの地方のカーヌーンゴの、サドル・カーヌーンゴへの従属の程度が他と異なっていたのかも知れない。いずれに

もせよ、ナードもマジュムードルもないのに無官号の職員が複数おかれ、しかもペオン等の下級吏員のあるという地方には、郷村のカーヌンゴーたち自身の何らかの機構があったとみるべきであろう。郷村のカーヌンゴーは、いずれにしても、州都にいたサドル・カーヌンゴーの地方官署に統轄されていた。単数のナードや無官号職員にも中央から経費の支給があったことはやはり統属関係の証左である。

第三は、組織とは関係がないが、無官号職員をムファッサル（バルガーナ）・カーヌンゴーだとすれば、ベンガルにおいてもわずか一人ではあるが、ムスリムの在職者がいたことになる。アンベラーバードの 'Mahomed Fiaz' (Muhammad Fa'iz Md. Fa'id) がそれである。

ところで、サドル・カーヌンゴーのナードとマジュムードルとが、中央から派遣されたものか、それとも郷村のカーヌンゴーのなかから任用されたものかは、不明である。その点はともかくとして、以上の〈報告〉の諸資料から、ベンガルのカーヌンゴー職の運用組織の一端は明らかになったと思われる。

(三)

ベンガル以外の諸地方におけるカーヌンゴーの業務と組織については、事態はベンガルほどにさえ判明しない。しかしながら、ビハール州各地方のカーヌンゴーの所轄した文書類の一覧表に眼を通すと、ベンガルとは異なる特徴のあることがわかるであろう。

行論の便宜上、ビハール郷から始めよう。この地方には前述のように四六のバルガーナがあったが、うち三七バルガーナのカーヌンゴーが、パターンソンの照会に回答を寄せていた。〈報告〉はこれを要約して述べている。

……それらは、かれらの職務を全面的に機能している (in full force) ものとして叙述している。かれらはすべ

カーターンゴ小論―ベンガル・ビハールの事例について―

ての文書類と台帳類の正規の副本をとり、セハーとジャマ・ワシール・バーキーの「二」台帳に副署し、すべてのカブリーヤット・キスト・バンディーおよびその他の承諾書類^{アグリーメント}を証明^{アサート}する。かれらの記録類は次のとおりである。

① ダストゥール・ウル・アマル
② アマル・ダストゥール

③ 各村落の土地の量をビガー(bighā)で詳記した諸村落一覧表

④ 固定地代村落(the villages with fixed rents)の明細書

⑤ ジャマ・ワシール・バーキーなど

⑥ カブリーヤットなどの副本

⑦ キスト・バンディーなどの副本

⑧ 免租地(lands not included in the revenues)の明細書

⑨ ロージーナダール(Razindār)つまり扶持料受給者たちの明細書の一覧表

パターソンはカーヌーンゴたちから③の実物を送付して来た旨を付言しているが、それにはどの村がアスリー(Ashī 本来、始源)、つまりトーダール・マルの貢租裁定時に存在した村で、どの村がダーキリー(Dākhlī 後来、付加)、つまりその時に降に形成された村かを区別してあったという。他郷の事例に徴すると、この諸村落一覧表をデーハーティ(Dihati 村誌)といい、ロータス郷ではこれにトゥーマイル・ジャマが併記され、ハージーブル郷ではさらに「当面の実収額(current produce)」を加えていた。パターソンはビハール郷各地のカーヌーンゴから、トゥーマイル・ジャマをも送らせたが、この記録をカーヌーンゴたちが持たないバルガーナが一つあったという。

以上をいちおうの基準にして、ビハール州の他郷のカーヌーンゴの文書にどのようなものがあつたかをみよう。

上掲の①・②はベンガルのカーヌーンゴの文書にも共通するが、これらは、ロータス・ティルフト・ハージブル・サーラン各郷のカーヌーンゴのもとにもあつた。ムトングール郷で文書類について報告したのは、バーガルブル郡のカーヌーンゴのみであるが、そこには①のみ記されていて②をみない。しかしこれは「報告」の書き落しである。⁽⁹⁾③つまりデーハーティは、ビハール州の右五郷に共通して認められる。これはベンガルのムワージーナに相当するものようであるが、両者の登載事項にはかなりの相違があつたものようである。⁽¹⁰⁾

④はムカッテリー(Mugarrari 定額金納貢租) 契約の対象となつた村落に関する文書のようであるが、ビハール州他郷にはこの文書のあつたという報告はない。

⑤・⑥・⑦は他の諸郷にも共通する。文書名の相違はあるが改めて詳説するまでもないであろう。他郷の例では、⑤の元帳ともいふべきセハの類、⑥についてはカプトリヤットにもとづくパッター(Patita 地券、土地保有証書)の副本、⑦についてはバンドバスト(Band-o-Bast 貢租裁定書)とタシユヒース=ハール=ハール(Tashis-i-Hal-i-Hasil 納入条件決定書)の副本が、関係文書として挙げられている。ここで注意したいのは、⑤・⑥・⑦とそれに関係する文書類は、ベンガルではカーヌーンゴのでなくムスタウフィーの所管に属することである。所管文書類の性格からみると、ビハール州地域ではベンガルのような職階制度は採られていなかったようである。

⑧はロータス郷とムトングール郷にもある。⑨はビハール郷以外の地域からの回答には言及されていない。

諸郷に共通しない部分を若干挙げておくと、ムトングール郷バーガルブル郡ではチター(Citha 土地台帳)、ザミールの一覽表、政府の直接収税が行われる村落やタルクに関する各種の記録、商人から徴取する市場税の台

帳、その他の詳細な文書類がカーヌンゴーのもとにあったようであり、サーランでは「土地の性質 (the nature of the lands) と土地保有条件とを詳記したビガーの台帳」という、おそらく地質や地味にわたるらしい記録がとられていたようである。

パターソンが文書類の名称や種類を明記しないブルニヤ、シャーハーバード、チャンパーラン、ナグプル諸郷は別として、ベンガルとビハールのカーヌンゴーを比較してみると、次のようなことがいえるであろう。第一は前述したカーヌンゴーとムスタウフィーとの職務の分化が、ビハールにはみられないことである。第二にビハールのカーヌンゴーは、一例を除くと、ザミーンダールの人事や系図に関係する業務を持たない。第三にかれらはベンガルにおけるような地域や領界の記録をも作成しなかったかにみえる。第四にビハールではイフティマーム・パンディイに対応する文書はないかわりに、免租地のみの記録が別に編纂されていたようにみえる。これらの理由を総体的に考えれば、結局はベンガルに較べたばあいのビハールにおける土地所有の細分性と、おそらくそれに伴う相対的に多数のカーヌンゴーの存在にこれを求めざるを得ないであろう。

ビハール州のカーヌンゴーの下部組織については「報告」は、ハージブル郷のカーヌンゴーで所管地域の広いは代理人を用いることがあるとか、サーラン郷のカーヌンゴーは代理人を用いないとかを付随的に述べるにすぎない。ティルフット・チャンパーランを除けば、総じてベンガルにおけるような大きな組織はなかったらしい。

ベンガルの東部・北部と西南部（オリッサ）地方のカーヌンゴーに関しては、前述のソーナールガオンとチャットグラームとの関係が推測されるほかは事情はさらに不明瞭であって、ここに書きうるほどのものはない。

註

- (1) 〈報告〉の該当部分は、税務局議事録の原文では、'From the several titles of Canongoe, Mustapha and Mindjoddar now in use, the nature and objects of the institution in the light it is at present considered may be deduced. 1st, Canongoe.....2d Mustaphoe.....3d Mudjondar.....' である——手稿本では上例のように、現地の術語の転写はひとつの文書のなかでさえ統一されておらず、句読点も不備なことは珍らしくない——が、ラムスボタムの抄録は、'From the several titles of kanungos, Mustaphu and Mazundar, now in use,.....' (p. 164) としている。〈報告〉の行論からすれば、下線部は単数とするのが自然であろう。
- (2) 「照合係」は〈報告〉原文の 'collator' による。抄録では 'collector' である。
- (3) 上の動詞は、原文では 'mark'、抄録では 'remark' である。
- (4) 抄録には「人事録」の原名を欠く。
- (5) Muozai は「村落」を意味する Mau'ia (Mau'ia) の複数 'ma' は属性を示す接尾辞。この語を〈報告〉原文は 'Movazineh' と書き、ラムスボタムの抄録は 'Mauzina' と改めている。H. H. Wilson, *op cit.* はエンダスタニー語として 'Matzina' を採る (註 2)。私は〈報告〉原文に倣った。
- (6) 本項所引部分の〈報告〉抄録は、R. B. Ramsbotham, *op cit.*, pp. 164-166.
- (7) 抄録はこの一覧表の人名を採らず、官号を省く。(op cit., pp. 180-181.)
- (8) Barbatee はムルシタバーの近郊らしく、抄録は 'Baribat' と改める。ここにはマヘーンドラ・ナーラーヤンの何かの施設があつたものとくであり、支出対象として、表に示したもののほか、ブラーファン七名、医師 (physicians) 七名、車夫 (C. sic, gariwallas) garivale、運送夫一六名、権標保持者 (Cobdar) 二名、洗濯夫一名、Mater (意味不明、抄録ではこれがなく替りに清掃夫) 一名、馬(複数。抄録に馬一二頭とするのは経費一二ルビーの誤写) を挙げる。しかしいかなる施設であつたかは、判断としない。
- (9) バーガルブルのカーマーンユー文書の名称は、抄録 (R. B. Ramsbotham, *op cit.*, pp. 188-189) にもある。アール＝ダ・スタールのあつたことは 'Letter from the Collector of Bhangalore, S. Davis, to J. Shore, President and Members of the Board of Revenue, 6. Dec. 1787, in The Fifth Report, vol. 2, p. 156. によつて確認できぬ。
- (10) 前記のバーガルブル収税官の書簡では、フィフリストーデー・ハーティー (Fihrist-i Dihati 村落要録) という名称を記す。〈報告〉が単に Dihati とするのは略名かと思う。

カーヌーンゴ―小論―ベンガル・ビハールの事例について―

(11) 術語では「カース村落 (*Ha; villages*)」という。*'ha'* は「特定の」を意味する。カーヌーンゴ―はこの種の村落では、村落財政全般を監督したものらしく、物納貢租や村落の収支に関する台帳をもつていた。

四 カーヌーンゴ―の収入

カーヌーンゴ―の収入に関して、〈報告〉は既往の諸研究以上に詳細な知識をもたらす。パターンソンは〈報告〉のなかで収入の金額に多くの注意を払っているが、小稿ではむしろそれらの源泉を主として扱いたい。

ベンガルのサドル・カーヌーンゴ―二人のうち、スーラジ・ナラーヤン・ラーイについては、前述のように〈報告〉の限りでは資料に欠けるが、マヘンドラ・ナラーヤン・シンハの年収は、かれの属僚ナラ・シンハがパターンソンの照会に答えた 'Annual Receipts of Mahinder Narain Singh as delivered by Narsing Mojmoadar Peshcar' なる資料が、〈報告〉中にふくまれている。⁽¹⁾

右の年収明細書に従えば、収入源は次のように分類されている。第一は土地である。しかしその保有資格は定かでない。第二は金銭で、これはサドルつまり国庫支給のもの、サーイル (*Sa'ir*) からの収入、および諸マハールからの収入に三分される。諸マハールからの収入の費目は、デーヴァトラ (*Devatra*, *Devotra* ヒンドゥーの神事用地、寺院用地)、ブラフマトラ (*Brahmatra*, *Brahmotra* ブラフマン用地)、タンカー (*Tankwah* 扶持料)、ラースム (*Rashm* 慣例による役得) の四種である。以下これらを逐次検討してみよう。

まず土地については、ナラ・シンハは以下のように述べている。

(12) バーガルブルのカーヌーンゴ―文書の名称と種類とについて、〈報告〉と前記収税官書簡とは多少異同があるように見えるが、基本的には大差ないので、ここでは対比しない。

ビールブームのチャレンディブル村 (Manda) は前にはカーヌーンゴの所領 (possessions) にふくまれていたが、その後ながらくブラフマトラとして、チャッタルブージニタルカランカールとドゥラールニバッターチャールヤとに与えられている。カーヌーンゴがたまたまわずばかりの土地を保有していた他の地方では、その収益は皆無である。そのわけは、その得分がごとくそれら諸地方に在任のモハッレルたちの賃金や給与に支出されてしまうからである。……

記述は正確ではないが、マヘンドラがカーヌーンゴの職祿以外の土地を領有したことは疑う余地がない。ことにビールブームの一村落はおそらくかれ自身か先代かが、ブラフマンに施与したもので、官給のナーンカール地とは考えられないから、かれはこの何らかの意味における領主——たとえばマールグザール (Māl-guzār 在郷収租官) としてのサナド (Sanad 敘任状) を受けないザミーンダールまたはタアルクダール——であった可能性がある。その他の地方における土地保有は、ナラニシンハの証言が正しければ、得分の使途からみてナーンカール地もあつたかも知れない。しかし、いずれの土地からもマヘンドラの収入がなかったとは考えにくい。重要なのは、ナラニシンハの曖昧な表現にも拘らず、マヘンドラが本来は広義の領主層に属したことが語られている所であつて、前節で述べたカーヌーンゴの職務内容の示唆する強度の在地性は、思うにここに由来する。このような在地性を持つ者として彼はカーヌーンゴに任官していたのである。

金銭収入のうちの国庫支給分は、マヘンドラ金銭収入の六割以上を占め約三五、〇〇〇ルピーにもなる。

サーイルからの収入は、前記明細書では 'From the following sains in cash' として、一二個所の収入源とそれ

それのおそらくはラスームの金額を記す。総額は二、二七〇ルピーで金銭収入総額の五分ほどである。一二個所は、原文で Characolly, Buxbunder, Azim Gunge, Cossimbuzar, Rajmahal, Talsh Mahal, Bunde Mahal, Dewan Haut, Nekhass Rajmahal, Kelaet Gunge, Choki Moradpore, Nekhass Moorshedabad となっており、それぞれの金額は一樣でない。サーイルの語義をラムスボタムは「ここでは時効によつて取得した手数料 (prescriptive fees) からひき出される収入」と解したが、私は右の地名中に市場地または市場を意味する *Hat, Ganj, Bazar, Nahās* の語や、河川渡船場・税関の意の *Cauki* と税関を表わす *Bahs-bandar* がみられるので、これらは明らかに商税・市場税・通関税などのサーイル＝マハールであり、カーヌーンゴーはそこからラスームを得ていたものと考えたい。

マハールからの収入は、合計四四のマハールから前記のさまざまな費目で、総計約一七、〇〇〇ルピーが送られていたことを示す。これはマヘンドラの金銭収入の約三割に当る。デーヴァトラ・ブラフマトラ・タンカー・ラスームの割合は、概算五・九・六・八〇である。四四マハールは前に推定したベンガルの全域に分布しているらしく、マヘンドラの職員の配置されていない地方も現われる。これは、二人のサドル＝カーヌーンゴーの職域と収入源となる地域が一致していなかったか、あるいは、前述の職員の官署の管轄範囲が地名の示す以上に広がったかの、いずれかによるものであるが、四四マハールすべての所在を確かめることができないので結論は出せない。また、四四マハールのすべてが前記の四つの費目の金銭をカーヌーンゴーに与えたわけではなく、四費目すべてにわたるのはマハールのみで、他は一または二費目しか与えていない。費目とマハール数との対応をみると、ラスームを拠出するマハールは三三で圧倒的に多く、ブラフマトラ一〇、デーヴァトラとタンカー各六となる。マハール収入の金額を省いて地名のみ費目別に表示すると次のようになる。

Mahendra Nārāyaṇ Sinha の *Maḥal* 収入

<i>Devatra</i> として	2 個所
Lushkarpore, etc.: Jehangerpore.	
<i>Brahmatra</i> として	4 個所
Satsiyka: 24 Pergunnahs: Burdwan, etc.: Berbhoom.	
<i>Tanḥwāh</i> として	2 個所
Shazadpore: Chutipore.	
<i>Rasām</i> として	27 個所
Rokunpore: Cassumpore, etc.: Cossipore, etc.:	
Futtehpore: Behadrepore: Dhawah: Gopenautpore:	
Silberis Caleapershaud: Chuckdelwary: Coolbereah:	
Shumshany: Mahalund: Akbershahy: Earporepublicah:	
Nussubpore: Dianagur: Maeraine: Mahomed Ameenpore	
etc.: Mahomedshahi: Yusuphpore: Cantonaghur: Houglaw:	
Amberabad: Bissenpore: Dinagepore: Dacca: Cankjole, etc.	
<i>Devatra</i> 及び <i>Brahmatra</i> として	1 個所
Berole.	
<i>Devatra</i> 及び <i>Tanḥwāh</i> として	1 個所
Barbucksing.	
<i>Devatra</i> 及び <i>Rasām</i> として	1 個所
Rungpore, etc.	
<i>Brahmatra</i> 及び <i>Tanḥwāh</i> として	1 個所
Futtehsing.	
<i>Brahmatra</i> 及び <i>Rasām</i> として	3 個所
Chunacolly Khooshal Russee: Ettubpore: Ocra, etc.	
<i>Tanḥwāh</i> 及び <i>Rasām</i> として	1 個所
Kergong.	
<i>Devatra</i> , <i>Brahmatra</i> , <i>Tanḥwāh</i> , 及び <i>Rasām</i> として	1 個所
Rajeshahy.	

(地名は〈報告〉原文のまま。)

以上四費目のうちタンカーとラスームは、ザミーンダールとタアルクダールの地代収入またはかれらがアミールに納入する地租から直接控除されたもので、それらの地目の土地の形態はとつていなかったであろう。しかしデーヴァトラとブラフマトラは通常は免租地であるから、これらの名目でカーヌーンゴが収入を得るとすれば、村落内にあるための土地が誰かあるブラーフマンの名義で取得されていなければならないことになる。いつの時代からいかにしてこのような事態が発生したか、またその土地が村落内でどのような状態にあったかは、今は明らかでない。カーヌーンゴが各地方の土地を取得するひとつの形態としてこれを理解するにとどめたい。

スーラジ・ナーラーヤンの収入源のうち、土地収入に関しては、有名な「第五報告書」に収められたジェームズ・グラントの「ベンガル財政の歴史的比較的分析」から、これを補うことができる。⁽²⁾ 彼は州内の各ザミーンダーリーの国家貢租額をバルガーナ別に示したのであるが、その中にヘラクシャナブルのカーヌーンゴ・ザミーンダーリー(Canongee Zemindary of Rokinpoor)なる一款を設け、およそ六〇〇平方マイル(約一、五〇〇平方キロメートル)と推定されるスーラジ・ナーラーヤンの所領について書いている。それによると、彼の所領は、ムルシダーバード、バルッダマーン(バルドワン)、フーグリ、アクバルナガル(ラージマハール)、ジャハーンギールナガル(ダッカ)、ブーシュナ(ファアリドプル)、ゴラーガート(ラングプル)、カリバリ(マイマンシンハ?)の八チャクラ(Cakhs)六九バルガーナに及び、国家貢租額は約三七万ルピーと計算される。⁽³⁾ この諸方面に分散した領地は、ラクシュミーの代までに職権を利用しつつ集積されたものであろう。このカーヌーンゴ家も領主層に属し、ラスーム等の職禄のほかに、ザミーンダールとしての土地収入をも享受していたことは疑いない。

ここで再び「報告」に帰って検討を続けよう。東ベンガル諸地方のカーヌーンゴたちの収入の主要源泉も、やはり

リラヌームであつたらしいことが、かれらの回答とバターソンの公文書調査とから窺える。そのうち、シュリーハットのカーヌーンゴは政府からのラヌームとザミーンダールからのそれとの二源泉を挙げるが、比率は一对四と後者がはるかに大きい。ノワラー・マハールのカーヌーンゴは別にミラーン (*Miran*) 属僚の役得からの上司への上納金) という費目を挙げてゐる。土地保有が特に明らかなのはチャットグラームとバハールバンドのカーヌーンゴたちである。前者は規模や保有資格は不明ながら、税務部主計局の台帳では、「県内のほかの土地と対比すると、査定の全額を負担せず、少額の地代で土地を保有する利益を許与されて」おり、この減額分とラヌームとの比は一九対一となる。後者は二〇〇ビガーという面積を挙げるのみで保有資格にはふれない。土地に関しては、カーヌーンゴたちがカーヌーンゴという官職資格で保有する土地についてのみ答え、それ以外の資格による保有地を挙げなかったとも考えられる。チャットグラームの例はカーヌーンゴの回答ではなく、バターソンの調査で明らかになつてゐる点や、バハールバンドの二〇〇ビガーという面積値が、それを示唆する。しかし決定的証拠はない。

メーディニープルのカーヌーンゴの収入は、ナンカールとしての土地と政府支給のラヌーム、および土地または金銭によるマハトラーン (*Mahatrāna* 善功者賞与) と郷村からのダストゥール (*Dustūr* 常例による役得) とである。ナンカールは税務部主計局の記録ではベンガル暦一一八一年 (西暦一七七四—七五年) 現在で九四村落であり、会社政府の承認を受けてゐる。これがラージ・ナーラーヤン家の所領をナンカールに指定したものか、それとも所領とは別に与えられたのか、そもそもナンカールとは別に所領があつたのか否かは「報告」では不明である。マハトラーンはおそらく郷村のザミーンダールが負担したものであろうが、これもいわゆる宗教的用途の土地として受領者をたてたものに相違なく、ベンガルのデーヴァトラなどと趣旨を一にする。ジャレーシュワルでは公文書から

カーヌーンゴ小論―ベンガル・ビハールの事例について―

ナンカール四一村落と政府支給のラスームおよび鄉村からのダストゥールが、カーヌーンゴの収入であることが判明する。ヒジリーのカーヌーンゴの収入は、ナンカールとラスームというほかは不明である。

ビハール州地域に入ると、カーヌーンゴの収入や土地との関係についての〈報告〉中の資料は多くなる。

プルニアで特に注目値するのは、カーヌーンゴが同時にその任地のザミーンダールでもあるばあいがあることである。パターソンは、‘Ranny Indrawuttee, Keerut Narain, Fakker udeed (sic.) Hosein, Bowanny Persaud, Dolar Sing, etc.’と、少くとも五人の兼職者の人名を挙げる。かれらの父祖がカーヌーンゴに任命されたザミーンダールであったのか、それともかれらの父祖または自身がザミーンダリーを購入その他の手段で取得したカーヌーンゴなのかは〈報告〉では述べられていない。いずれにしても、カーヌーンゴの土地領有がこれほど端的に現われる地域は他に例がない。別に一九名のカーヌーンゴ中前記のザミーンダールの二名をふくむ一名が、免租地 (rent-free lands) の保有を申告しており、面積を明記したうちの最低は一五ビガー最高は一、八七五ビガーとなっている。〈報告〉は、

かれらの大半は自分の土地の敘述において非常に莫然としている。かれらは特に明細を記さずに、一般的な用語で、「私たちが免役地代を支払って (at a quit rent) 保有する村落およびその他の土地の剰余収益については、それらは私たちの支出を超過するものではありません」と述べることで、事足りりとしている。カーヌーンゴでもザミーンダールでもある者たちは、かれらがカーヌーンゴの資格で保有する土地を、ザミーンダリー・ナンカール (Zamindari Nankar) ザミーンダールの公租収納職に対する職禄 (sic.) にふくまれるものとして省き、それに留意していない。

と述べてかれらの回答の混乱を嘆いているが、この混乱は不可避であつたに違いない。

ブルニアのカーヌーンゴーもやはり官職に伴う金銭収入を享受していた。かれら自身の申告では、政府支給のムンヤーハラ (*Musahara* 俸禄) と郷村で徴収する手数料等 (*Mafassal fees etc.*) とがあり、パターンソンは別にジラア (*Pila, Zila* 行政区) のムシャーハラなるものを国庫の公文書からひいているが、解説はしていない。七名のカーヌーンゴーは、前二者の金銭収入の一方または双方の額を申告していない。三種の金銭収入の比較は個人差が大きいので、一般的な傾向は推定できない。

ビハール郷のカーヌーンゴーたちの収入源は「報告」によると次の一四項目であつた。

- ① 金銭によるナンンカール。
- ② ロージーナ (*Ruzinah*) すなわち日俸 (*daily pension*)。
- ③ ムハッリルたちのためのロージーナ。
- ④ 各種の職業 (*trades*) の査定に対する一〇%のラスーム。
- ⑤ サールからの四分の一「%」のラスーム。
- ⑥ 七村落と一チャク (*chak*) および二〇五ビガーの免租地⁽⁵⁾。
- ⑦ トゥーマール⁽⁶⁾にジャマに対する二%ないし二・五%のラスーム。
- ⑧ 「ハキーカーット⁽⁷⁾にジャマに対する?」一・五%ないし三・五%のラスーム⁽⁸⁾ダストゥール (*Rasim Dastur* 常例による定率役得)。
- ⑨ 一村あたり四・五ルピーないし一・五ルピーのラスーム。

カーヌーンゴ―小論―ベンガル・ビハールの事例について―

- ⑩ 一村あたり四・五ルピーないし一・五ルピーの各收穫時におけるファスラーナ (*Faslanah*) またはラスーム。
- ⑪ カプーリヤターナ (*Qabuliyaṭānah*)。カプーリヤット証明手数料〔一枚につき〕一ルピー。
- ⑫ jma [c.] 地からなる土地ラスーム (*Rasum in land*) すなわち一〇〇ビガーごとに一定数のビガー〔を抛出して設ける土地〕。ムハッリルたちの賃金〔にあつて〕。

⑬ 小額の免役地代を支払って公租給付地 (*revenue lands*) を保有することから生ずる収益。

⑭ 「貢租実収額の?」ハアーナ分つまり〇・五%のサドリーフラスーム (*Sadriah Rasum*)。

表現に不明確な部分があつて理解に困難を感じるがあえて整理を試みると、土地関係では、⑬はカーヌーンゴ―の私領で職によって減租特権を認められたもの、⑥は職に対して与えられた秩祿としての土地、⑫は jma の意味は不明だが、属僚の給与を名目とする職祿地で、いずれも国家が許与したものとみられる。金銭関係では、国庫支給のカーヌーンゴ―本人の職に対するものが①と②、貢租の査定額や実収額の歩合ともいふべきものが⑦・⑧・⑭、属僚の給与を名目とするものが③、郷村で徴収されるものが⑨と⑩となる。④はおそらくムフタルファ (*Muhṭarfah* 手工業税) の歩合で、商税の歩合たる⑤とともに、それぞれの徴取現場でカーヌーンゴ―に支払われたものである。⑪は毎年の貢租裁定時の臨時収入であろう。なお⑥はカーヌーンゴ―各人の得分にかなりの不均衡があつたであろう。

ビハール州の他郷の状態については、ビハール郷のするように詳細に列举されていないが、内容としては大同小異であつてここに特記する必要を認めない。カーヌーンゴ―と土地との関係では、ムンゲール郷の一パルガーナにブルニヤにみたようなザミーンダールとカーヌーンゴ―と同一人物である例がひとつあるのが注意される。但しその由来は明らかにされていない。その他に土地のうちナンカール以外の私領地の存在を明示するのは、ロータス郷

の「バルガーナのカーヌーンゴーの回答に即して、パターソンが「地代を支払わずに保有する公租給付地 (their revenue lands which they hold by against rent)」に言及している例である。他は、もしあったとしても、職禄としての免租地以外の土地については回答していないように思われる。

隔靴搔痒の感を免れないが、以上から、カーヌーンゴーには職禄地のほかに私領地があって、かれらもまた広義にはザミーンダールにひとしい社会層に属したことが推知されるであろう。そのような私領地の減租特権に加えて、職に伴う土地や金銭の収入を享受していたわけである。前節で述べた職務に伴う職権とこれらの職禄とが、カーヌーンゴーの地位を時にザミーンダール以上に高からしめたことは首肯できる。

註

- (1) ラムスボタムの抄録では、この収入一覧表の数表の部分は非常に簡略化してある。(Ramsbotham, *op cit.*, p. 178-180)
- (2) J. Grant, *op cit.*, Part 2, *The Fifth Report*, vol. 2, p. 385-387.
- (3) スーラジリナーラーヤンのザミーンダリーは、これら八チャクラーに均等に分布していたのではない。バルガーナ数で示せば、ムルンダーバード二八、アクバルナガル一五、ブーシユナ十九、ジャハーンギールナガル・ゴーラガート各六、バルツダマーン・フーグリ各二、カリバリーである。
- (4) ラムスボタムの抄録はこれらの人名を省く。(Ramsbotham, *op cit.*, p. 185.)
- (5) 村落などから分離された一部分の土地を意味する。
- (6) 右抄録では、'7 villages, 1 chak, 70 and 205 Bighas' (斜体は筆者による) となつてゐる (*op cit.*, p. 187.) が、この斜体部分は私のみた「報告」原文にはない。ラムスボタムの誤写か印刷の際の誤植ではないかと思う。
- (7) これはあくまでも一仮説たるにとどまるが、私は、ムガル国家が鄉村支配者層のなかから公法上の職としてのザミーンダール、すなわちマールグザール (Malguzar 収租人) と、カーヌーンゴーとを任命したものであり、カーヌーンゴーとなった鄉村支配者の領地は、それに伴つて貢租減免特権を受けた、公法上の職禄地として登記されたりしたものと考える。

カーヌーンゴー小論——ベンガル・ビハールの事例について——

たい。カーヌーンゴー職の設置はムガル国家の鄉村支配者層に対する抑制均衡策であつたと思われるが、後代の政治的な諸変動のなかでこの政策が維持できなくなり、ブルニヤとム

ーンゲールとにおけるときカーヌーンゴーとザミーンダールとの兼帯とかラクシャブルのカーヌーンゴー⁽¹⁾ザミーンダーリーの形成とかの事態を招来するに至つたものであらう。

五 東インド会社支配とカーヌーンゴー

イギリス人のベンガル支配によつてカーヌーンゴーの制度が崩壊したことは、特に述べるまでもないことである。崩壊をもたらした要因は、第一には、東インド会社政府当局が地租行政制度確立の過程で、カーヌーンゴー職を重視せず、かれらの文書類を利用しなかつたことであり、最大の要因はこれに帰せられる。第二には、従来さほど注意されていなかったようであるが、会社政府の収租請負人たちによつて、カーヌーンゴー職の徹底的な破壊がもたらされたことである。しかしながら、カーヌーンゴー制度の崩壊には植民地支配以前にもさかのぼりうる地域的な遅速の差があつたことも、また注意されねばならない。次に右の諸側面をへ報告⁽²⁾に即して述べてみよう。

カーヌーンゴー職の存廃が問題となつたのは、いわゆる二重統治 (Dual Government) 末期の一七七一年七月二日付ムルシダーバード税務統制参事会 (Controlling Council of Revenue, Moorshedabad)⁽¹⁾ におつてであつた。同日付議事録の一部分がへ報告⁽²⁾に引かれているが、それによると、会社政府の財政副監 (Naib Diwan) ムハンマド・リザー⁽²⁾カーンは右参事会に対して、ムルシダーバード管内の七名のイギリス人税務監督官 (Suprvisors)⁽³⁾ がカーヌーンゴー職は無益であると主張していること、カーヌーンゴーの要不要は関係地域の地租裁定の方式に応じて論ぜられてゐることを報告し、あわせて彼自身の見解としてカーヌーンゴー職の存置が必要である旨を上申したのである。⁽³⁾

右の財政副監の陳述は、イギリス人たちの見解と彼の注釈との書き分けの不明瞭な部分を含むが、カーヌンゴの要不要に関する論議は次のようなものであったらしい。⁽⁴⁾

カーヌンゴ職が必要とされるのは、地租裁定 (Settlement) がムファッサルにおいてなされる地域であった。具体的には、フーグリ・ダッカ・クーチービハール・ラージマハール・プルニアの諸地方であり、そこではムガールの州総督政府の下にファウジダール (Faujdar) つまり収租権を行使する軍司令官がおかれ、ファウジダールの官署が租税行政執行の場となっていたので、ムファッサルにいるカーヌンゴのグマーンシュタたちはその官署に出仕して執務していた。カーヌンゴの記録・台帳類は、これらの地方のザミーンダール数の多いことも相俟って、税務行政上不可欠であった。⁽⁵⁾

これに対して、地租裁定が州都の中央政府で直接行なわれる地域では、カーヌンゴは無益であった。ラージシヤ・ヒー・バトリーヤ・ディナージプル・ナディヤ・ユースフプル・ビシュヌプル・ビールブームの大ザミーンダリーがこれに当る。これらの地域に関するタクシム (Taqsim) 文書は中央政府の所管であって、カーヌンゴのグマーンシュタたちが、これらの地域のザミーンダールたちに文書を供与することは常則ではなかった。若干のムハッリルたちが、ザミーンダール領内の諸地方におかれていて、それぞれにタクシムなどの収集に当たっていたが、それはザミーンダール領総体の地租裁定とは別個の問題であった。⁽⁶⁾

この一七七一年夏の税務統制参事会の決定は、ムハンマド・リザー・カーンのカーヌンゴ職必要論を容れて、満場一致でその存続を決定したのである。

しかしながら、翌一七七二年二月一五日付の税務局議事録に載せられたという、マヘンドラ・ナーラーヤン

カーヌーンゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

シンハのナードイブ・カーヌーンゴ、プラーン・クリシュナ (Pran Krishen) のバターソン宛書簡⁽⁷⁾によるならば、カーヌーンゴ職は当時事実上その機能の大半を喪失しつつあった。

……(前略)……故ナワープ、ジャアファル・カーンの時代までは、多数のムハッリルが各バルガーナのムファッサルにおかれていて、規則的に諸地方 (districts) のタクシムをとってそれらを御前⁽⁸⁾ (the Presence) の官署に送付し、收受と徴収の台帳副本 (counter accounts) を保管していた。そののちは歴代のハーキム (Hakim 統治者) たちの懈怠によって、文書類と台帳類はムファッサルから適切な規則的になしたで送付されなかった。ムファッサル⁽⁸⁾のムハッリルたちの多くが、ザミーンダールたちに「職を」奪われた (dispossessed)。かれらが残ったごくわずかの地域では、かれらはそれら (文書類と台帳類) を送付した。……(後略)……

プラーン・クリシュナは、サドルつまり州都の国庫ではカーヌーンゴの業務は勤勉実直に行なわれていたが、それも会社政府が国庫をムルシダーバードからカルカタに移して以後は顧みられなくなった、と述べている。右にいう^{ムフッタル}郷村の書記なるものは、おそらく前述した各地方の無官号の職員、つまり郷村のカーヌーンゴをさすと思われる。

カーヌーンゴ職の退廃はこれにとどまらなかった。一七七二年二月二三日付のメーディニープル收税官エドワード・ベイバーからウォレン・ヘイスティングズにあてた書簡は、カーヌーンゴ職の弊害を説いて廃止を建言するものであった。⁽⁹⁾ ベイバーによると、メーディニープルでは地租徴収は任期の一定しない——時には非常に短期の——ファウジダールが担当し、査定はバルガーナ別の推定評価つまりタクシム⁽¹⁰⁾に依っていた。カーヌーンゴ職はファウジダールを査察する世襲の政府機関 (the agents of Government) として設けられ、各バルガーナに役所 (Dafdar)

を構え、全地方にカールクン (Karkun 事務官⁽¹⁾) とムハッリルを配置していた。地方の事情を知悉しているカーヌーンゴーは、一方ではファウジダールを凌ぐ勢力を獲得し、他方ではザミーンダールたちを収奪する権力を確立していた。ベイバーによれば、ザミーンダールたちはカーヌーンゴーがファウジダールにこれらの実際の貢租負担能力について情報を与え、地租が増額されるのを怖れて、カーヌーンゴーにくちどめ料 (hush money) ・低率低額地代の借地 (farms at an undervalue) ・デーヴァトラ (Devatra) やブラフマトラ (Brahmatra) と⁽²⁾いう施与地 (charity lands) ・不輸不入特権 (immunities) を伴ったハート (Hait 定期市) とガンジ (Ganj 卸市) の設置権を与えて、その歛心を買ったという。かくしてカーヌーンゴーはザミーンダールたちと共謀して国家の利益を損ない、職務を私利私欲の充足に供している。地租関係諸記録の作成保管と、それらにもとづく情報の地租の裁定・徴収担当官への提供という、カーヌーンゴー職設置の本来的目的はもはや果されない。東インド会社政府支配下のメーディニープルの地租裁定では、カーヌーンゴーはもはや有用ではなかった。カーヌーンゴー職はもはや無用であるばかりか、会社政府の浪費である。かれらを罷免し、郷村の職員を解任させ、文書類は収税官と士民補佐官 (Dewan) にひきわたさせるべきである。ベイバーの所論を要約すればかくのこときものであった。

次には一七七三年八月一六日付のパटना州参事会 (Provincial Council) からベンガル総督にあてた書簡⁽³⁾が問題となる。〈報告〉が引用するその一節は、一般化されたやや漠然たる表現ながら、アーミル (Amil 収租官) はカーヌーンゴーに恩恵をも与えつつこれを支配しようとし、カーヌーンゴーもアーミルに従属しつつわりの文書を役所に届けるとして、カーヌーンゴー職の現状はその設置の本来の目的に合致しないと断じている。しかしパटना州参事会は、カーヌーンゴー職廃止は唱えず、これをアーミルから完全に独立させ、政府から直接に俸給を支出して規制

カーヌーン・ゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

することを考えていた。但しそれが政府支出を増加させるであろうことを懸念しているのであるから、容易に実現可能とまで考えていなかったのは確かである。⁽¹⁴⁾

その後のカーヌーン・ゴ問題を微細に追跡することは困難であるが、植民地政府としては特にこれといった対策も立てず、これを放置しておいたもののようである。税務関係の記録類・台帳類は、カーヌーン・ゴに依拠せずとも可能であったことは、ベイバーの述べたとおりであった。

パターソンの〈報告〉はコーンウォリスの税制改革のための一資料という性格のものであるが、論旨はカーヌーン・ゴ職の無益有害を証明してその廃止を主張することであった。そうした観点からであるにせよ、パターソンはカーヌーン・ゴ職の当時の状態について、興味深い情報を残している。

パターソンは前掲のプラーン・クリシュナの書簡を引いて、その論旨をカーヌーン・ゴ職の懈怠と混乱との責任を政府に転嫁するものとして非難したのちに、自ら収集した情報にもとづいてカーヌーン・ゴ職の当時の状況を非難している。⁽¹⁵⁾

かれらはマハーバット・ジャング（ベンガル州総督イラーヴィルディ・カーン 在位一七四〇—五六）の時のマラータのベンガル侵入の間に、かれらの記録類の大きな部分が破壊され、カーシム・アリー・カーン（同在位一七六〇—六三）の紛乱の間によりいっそうの破壊をこうむり、ムルシダーバードに残っている記録類は虫にくわれてぼろぼろになったと称している。（もし私がカルカタにもつてきた文書類がかれらの記録類のすべてであったとすれば、これは私が証明できる事実である）⁽¹⁶⁾ かれらはムファッサルから文書類を集めるのをやめたと公言している。要するに、かれら自身の説明によれば、かれらの制度（institution）の本来の目的はなにひとつはたされて

いない。それなのに職 (appointment) に伴う役得と収益とを捨ててはいないのだ。……

パターソンは続けて給与の金額を挙げているが、ここでふれる必要はあるまい。重要なのは、かれらがかれに對して、ムワージーナは「あるとすればたぶんムルシダーバードの役所にあるだろう」と答え、ダストウール・ウール・アマルは「前には用いられていたが、なごらくやめられている」と述べたことである。これらの回答には年代や状況の説明の不充分さがあるが、一八世紀中葉以降のベンガルにおける激動を考えるならば、十分に措信しうるものである。カーヌーンゴー職はブラッシー以後ベンガルのかんりの地域で有名無実化しつつあったのである。¹⁷⁾

植民地政府の地租政策もまた、一部の地方ではカーヌーンゴー職退廢の要因となつた。シュリーハットのジューヴァン・クリシュナ (Jewunkishen) 等の陳述によれば、おそらくは五年裁定 (Quinquennial Settlement) 期に、収租請負人がカーヌーンゴーの記録類を押収して施錠してしまつたためにその損傷甚だかつたという。チャットグラームのカーヌーンゴーたちは、一七六一年にハリー・ヴェアルスト (後にベンガル知事在任一七六七—六九) のバーニヤ (Baniya 商人、仲買人) が、地租裁定のためにこの地方のカーヌーンゴーのサドル・カチャーリー (Sadr Kachari 中央官署) から古記録類すべてを自分の家にもち出したが、火災にあつてなくなり、てもとにはダストウール・ウール・アマル等の副本若干が残るのみだ、と述べているという。

プルニアでも三人のカーヌーンゴー (内二人はザミーンダールでもあつた) が、苛酷な収租請負人として悪名高いラージャ・デーヴィー・シンハが、地租の收受と残額の決算簿や村落の一覽表、各村落の耕地と荒蕪地の台帳などを押収してムルシダーバードに移送する途中、故意か過失かは不明であるがラージマハール付近でガンガー河におとしてなくした (lost in the Gan ges) と述べている。それと別に、やはり収租請負人の押収したカーヌーンゴー文書が

カーヌーンゴ小論—ベンガル・ビハールの事例について—

火災で焼失した例も伝えられている。パターンソン自身が、ほかのカーヌーンゴたちの記録類ははるかに完全であると述べているのだから、以上の陳述は作為ではあるまい。⁽¹⁸⁾ 請負人によるカーヌーンゴの業務への阻害は、シャーハーバード郷からも報告されていた。⁽¹⁹⁾ 当時のオリッサのヒージリーでも、塩業地域の記録・台帳類は、カーヌーンゴの手を離れていた。⁽²⁰⁾

カーヌーンゴ職が既往のように機能し充分な力を発揮していたのは、〈報告〉によるとシャーハーバードを除くビハール州の諸郷^{スーバ、サルカス}であって、それらの地方では記録・台帳類はなお確実に作成保管されていたものようである。⁽²¹⁾ かしバターソンは、ビハール州のカーヌーンゴ職の存置を特に要望はしなかった。

註

- (1) 一七六九年六月の取締役会訓令にもとづいて翌年七月に設置され、七二年八月まで存続した。詳細は、B. B. Misra, *op cit.*, pp. 72-73, 111-118. 参照。
- (2) 一七六九年八月に設置され、七二年五月に収税官 (Collector) と改称された。 *op cit.*, pp. 110-114. 参照。
- (3) 抄録では R. B. Ramsbotham, *op cit.*, pp. 191-195. にある。ラムスボタムの註によれば、この財政副監の陳述はかなり長文のものらしく、植民地時代にベンガル州政府から出版されているが、いまは正文全体に接しえない。
- (4) これは N. K. Sinha, *op cit.*, pp. 43-45. にも紹介された所である。
- (5) 上記諸地方中、フーグリは東インド会社のザミーンダリーとなっていた二四バルガーナズ (24 Parganas) に相当する。クーチビハールはラングブルをさす。前に引いたグラントの龐大な財政分析では、フーグリは「カルカッタのザミーンダリー」、ダツカはニアバット (Niabat 州總督直轄領)、他はすべて某々所のファウジダリー (Faujdar 軍政区) と記す。バルガーナ数をちなみに案げると、ダツカ二四一、ラングブル二六二、ラージマハール四八である。ダツカではザミーンダリー一三九名を数えた。 (J. Grant, *op cit.*, Part 2, *The Fifth Report*, vol. 2, pp. 343, 354, 343.)
- (6) 以上の諸地域のうち、バトリーヤはラージシャヒービークよくまれる。ユースフブルはジャシヨール (ジェソール)

に当る。グラントの前掲報告ではバトリーヤー以外はすべて某々所のザミーンダーリーとして列記される。バルガーナ数は、ラージシャールヒー一八一(うちバトリーヤー三六)、デイナージブル二二二、ナディヤー八二、ジャシヨーハル四六、ビシュヌブル一〇、ビールブーム二四で、いずれも一ザミーンダール領を構成していた。

(7) 抄録では R. B. Ransbotham, *op cit.*, pp. 174-175. 〈報告〉原文にはこの書簡の日付の指定を欠く。日付は抄録の脚註による。

(8) 抄録では括弧して「Huzoor (*Hu* ^御*iar* 御前、君侯、政府) か? 手稿本判読しえず」とある。ロンドン所在原文では明瞭に 'hakim' となっていた。

(9) 抄録では *op cit.*, pp. 169-174.

(10) バイバーは誤ってタシユヒース (tushees; *Tashis*) と書いており、バターンソンは括弧して訂正している。なお *Taqsim* は賃租台帳の一種でもあるが、ここでは賃租裁定額を大地域から小地域に土地丈量などの手段を用いず割付けけることをいう。

(11) 書記職のひとつであらう。

(12) ラムスボタムの脚註では「渡船場の料金をとる遮断棒 (Toll bars at ferries)」としているが、H H H ウィルソンの用語解にもそのような解説は見当たらない。

北大文学部紀要

(13) 抄録では *op cit.*, pp. 195-196.

(14) この書簡とは無関係に、一七七二年から二年たらずの間、植民地政府はムファツサルカーヌーンゴーへの職禄支給を停止したが、七四年から職禄を復活した。B. B. Misra, *op cit.*, p. 164. 参照。

(15) 〈報告〉の敘述でははっきりしないが、私は以下の部分をブラーニンクリシュナの書簡以後にバターンソンが見聞経験したことを述べたものと理解した。

(16) バターンソンは〈報告〉中に実例を挙げている。それによると、スーラジナラヤンハライ家のカーヌーンゴー文書は、量はマヘンドラハライ家のカーヌーンゴー文書と半もなく、しかもその四分の三は虫にくわれてぼろぼろになっており、多くの文書が開くとちぎれて破片になってしまったということであり、判読しうるものも分類整理されておらず雑然としたものだったそうである。マヘンドラの方の文書類の状態も似たものだったらしい。抄録では R. B. Ransbotham, *op cit.*, pp. 176-177.

(17) 〈報告〉は以上のほかに、スーラジ家の方の姻戚やムスタヴフィーをめぐる内紛をも伝えている。マヘンドラの方は、老齢と極貧の状態に迫りこまれ、一二才になる一子は教育も受けておらず、「バーザールのもつとも下等なクレーリーの子のように、ろくな着物も着せてもらえず、うすよこれて

カーヌーン・ゴ小論——ベンガル・ビハールの事例について——

い、ついても悪いありさまで走りまわっていた」ということである。抄録では *op cit.*, p. 178。

(18) 以上抄録では *op cit.*, pp. 184-186。フルニアのカーヌーン・ゴ職については、〈報告〉の三年後の一七九〇年の同地の収税官の報告では、ザミーンダールのカーヌーン・ゴ兼職、他のカーヌーン・ゴたちの能力の欠如、カーヌーン・ゴのザミーンダールからの借地保有などのため、やはり制度本

結 語

以上 J・D・パターンソンの「カーヌーン・ゴ職に関する報告」を通して、植民地支配開始期のベンガル・ビハールおよび当時のオリッサにおけるカーヌーン・ゴ職の状態を叙述した。その結果は、植民地支配以前におけるこの職の本質を説明しうるには至らなかったが、従来の研究書には現われなかったベンガルのサドル・カーヌーン・ゴ二名以外の、周辺諸地域やビハールのこの職についての些少の知見を得ることができ、そのベンガルについての地域限定が試みられた。職の具体的な内容や職禄・役得については、詳しくはなかったが、既往の用語解類の説明を超えるものにはならなかった。通説に対する挙証力のある批判となりうるのは、カーヌーン・ゴ職にたずさわるムスリムがいたことの指摘であろう。カーヌーン・ゴ職と土地領有との関連については史料証拠が特に豊富ではないが、カーヌーン・ゴ自体が領主的性格を本来備えていたことは示唆しえたであろう。

来の目的にそわなくなっている」と指摘されている。

W. W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, vol. 15, *Monghyr & Purniah*, Calcutta, 1877, pp. 268-269. 参照。

(19) 抄録に欠ける。

(20) 抄録では *op cit.*, p. 183.

(21) 前にも述べたように、ビハール郷以外については抄録は省略している。